

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 四国財務局長

【提出日】 2022年5月31日

【会社名】 株式会社いよぎんホールディングス

【英訳名】 Iyogin Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 三好賢治

【本店の所在の場所】 愛媛県松山市南堀端町1番地

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 株式会社伊予銀行
総合企画部長 林光博

【最寄りの連絡場所】 株式会社伊予銀行本店
愛媛県松山市南堀端町1番地

【電話番号】 松山(089)907局1034番

【事務連絡者氏名】 株式会社伊予銀行
総合企画部長 林光博

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 普通株式

【届出の対象とした募集金額】 484,656,656,886円(注)
(注) 本届出書提出日において未確定であるため、株式会社伊予銀行(以下「伊予銀行」という。)の2022年3月31日現在における株主資本の額(簿価)を記載しております。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	317,998,884株 (注) 1、2、3	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。 普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。 (注) 4

- (注) 1 普通株式は、銀行法その他の法令に定める関係官庁の許認可等を条件として、2022年5月13日に開催された伊予銀行の取締役会決議(株式移転計画の作成承認、定時株主総会への付議)及び2022年6月29日開催予定の伊予銀行の定時株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)に基づき行う株式移転(以下「本株式移転」という。)に伴い発行する予定です。
- 2 伊予銀行の発行済株式総数323,775,366株(2022年3月31日時点)に基づいて記載しており、実際に株式移転設立完全親会社(持株会社)となる当社が交付する新株式数は変動することがあります。伊予銀行は、本株式移転の効力発生日までに、現時点で保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、伊予銀行が2022年3月31日時点で保有する自己株式である普通株式5,776,482株については、上記算出において、新株式交付の対象から除外しております。
- 3 伊予銀行は、当社の普通株式について、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)に新規上場申請を行う予定です。
- 4 振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
- 名称 株式会社証券保管振替機構
住所 東京都中央区日本橋兜町7番1号

2 【募集の方法】

株式移転によることとします。(注) 1、2

- (注) 1 普通株式は本株式移転により、当社が伊予銀行の発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」という。)における伊予銀行の株主に対し、伊予銀行の普通株式1株に対して1株の割合で割り当てられ、株主に対する発行価格は発行価額の総額を発行数で除した額、そのうち資本金に組み入れられる額は資本組入額の総額を発行数で除した額となります。発行価額の総額は、本届出書提出日において未確定ですが、伊予銀行の2022年3月31日現在における株主資本の額(簿価)は484,656,656,886円であり、発行価額の総額のうち20,000百万円が資本金に組み入れられます。
- 2 当社は、東京証券取引所への上場申請手続(東京証券取引所有価証券上場規程第201条第2項)を行い、いわゆるテクニカル上場(同規程第214条)により2022年10月3日より東京証券取引所プライム市場に上場する予定です。テクニカル上場とは、上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株券等(効力発生日等から6か月以内に上場申請するものに限る(同規程施行規則第229条において準用する第216条第1項))について、同規程に定める流動性基準への適合状況を中心に確認し、速やかな上場を認める制度です。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

【入札による募集】

該当事項はありません。

【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

該当事項はありません。

【申込取扱場所】

該当事項はありません。

【払込取扱場所】

該当事項はありません。

4 【株式の引受け】

該当事項はありません。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

該当事項はありません。

(2) 【手取金の使途】

該当事項はありません。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

東京証券取引所プライム市場への上場について

当社は、前記「第1 募集要項」における新規発行株式である当社の普通株式について、前記「第1 募集要項 2 募集の方法」(注)2記載のテクニカル上場の方法により、東京証券取引所プライム市場への上場を予定しております。

第3 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する情報】

第1 【組織再編成、株式交付又は公開買付けの概要】

1 【組織再編成、株式交付又は公開買付けの目的等】

(1) 組織再編の目的及び理由

伊予銀行は、企業理念の存在意義を「潤いと活力ある地域の明日を創る」と定め、これまで東邦相互銀行や富士貯蓄信用組合との合併、リース業務や証券業務等のグループ子会社の設立による金融関連業務の拡大等を通じて、地域金融の安定と地域経済の活性化に努めてまいりました。

そのようななか、地域金融機関を取り巻く経営環境は、低金利政策の常態化、消費行動の変化、人口減少等の社会構造の変化、デジタル化の進展と相まったお客さまニーズの多様化・高度化等によって大きく変化しており、サステナビリティ重視の視点やコロナ禍の影響を踏まえて、伊予銀行が、グループとして企業価値の向上を図り、地域経済の発展に貢献していくためには、ビジネスモデルの転換が課題であると認識しております。

そのため、伊予銀行は、昨年4月にスタートした「2021年度中期経営計画」において、長期ビジョンを「新たな価値を創造・提供し続ける企業グループ」と定め、これまで進めてきた「Digital-Human-Digitalモデル(注)」をさらに深化・進化(しんか)させ、グループ一丸となってビジネスモデルの変革に取り組んでまいりました。

今回は、これらの変革をさらに進めるべく、規制緩和を踏まえた事業領域の拡大への挑戦や、経営管理機能の強化によるグループガバナンスの高度化に取り組み、グループシナジーの極大化を目的として、持株会社体制へ移行することとしました。

持株会社体制への移行により、役職員の意識・行動の変革を促進し、多様化・高度化するお客さまニーズに、グループとして総合的に応え得る体制を構築することで、いよぎんグループの持続的な成長と企業価値の向上に努め、株主さま、お客さま、地域の皆さま及び従業員等からのゆるぎない信頼の確立を目指すとともに、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

(注) デジタル技術を活用して、お客さまとの接点を拡大し事務手続きを徹底的に効率化することで、お客さま対応に専念すること。

(2) 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

提出会社の企業集団の概要

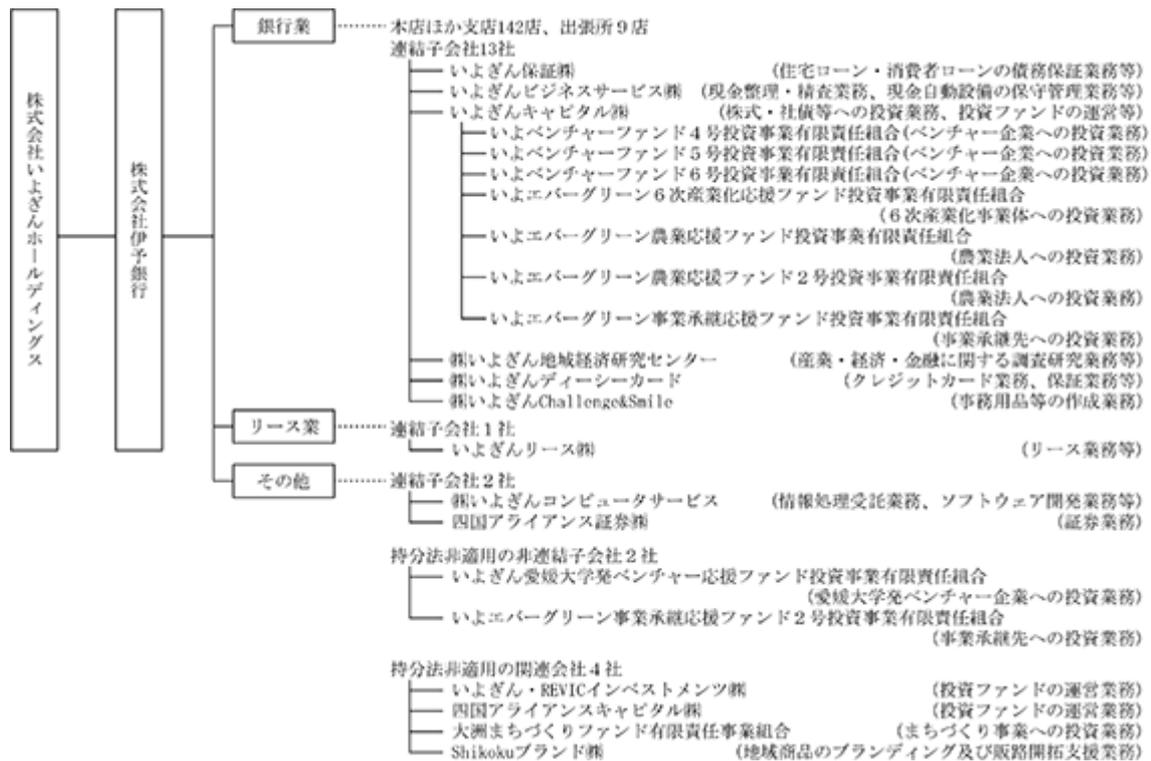
(イ) 提出会社の概要

(1) 商号	株式会社いよぎんホールディングス (英文表示: Iyogin Holdings, Inc.)		
(2) 事業内容	銀行その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理及びこれに附帯関連する一切の業務 前号の業務のほか銀行法により銀行持株会社が行うことができる業務		
(3) 本店所在地	愛媛県松山市南堀端町1番地		
(4) 代表者及び役員の就任予定	取締役会長	大塚 岩男	(現 伊予銀行 取締役会長)
	取締役社長(代表取締役)	三好 賢治	(現 伊予銀行 取締役頭取)
	取締役専務執行役員(代表取締役)	長田 浩	(現 伊予銀行 常務取締役)
	取締役常務執行役員	山本 憲世	(現 伊予銀行 常務取締役)
	取締役(監査等委員)	竹内 哲夫	(現 伊予銀行 取締役)
	取締役(監査等委員)	三好 潤子	(現 伊予銀行 社外取締役)
	取締役(監査等委員)	上甲 啓二	(現 伊予銀行 社外取締役)
	取締役(監査等委員)	野間 自子	(現 伊予銀行 社外取締役)
(5) 資本金	20,000百万円		
(6) 純資産(連結)	未定		
(7) 総資産(連結)	未定		
(8) 決算期	3月31日		

(注) 取締役(監査等委員)のうち、三好潤子氏、上甲啓二氏及び野間自子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

(ロ)提出会社の企業集団の概要

当社は新設会社でありますので、本届出書提出日現在において企業集団はありませんが、当社設立直後(2022年10月3日)の時点では以下のとおりとなる予定であります。



当社設立後の、当社と伊予銀行の状況は以下のとおりであります。

伊予銀行は、2022年6月29日開催予定の定時株主総会による承認及び関係当局の許認可等を得られることを前提として、2022年10月3日(予定)をもって、本株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することにしております。

名称	住所	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権の 所有割合 (%)	役員の兼任等		資金援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借
					当社役員 (名)	当社従業員 (名)			
(連結子会社) 株式会社 伊予銀行	愛媛県 松山市	20,948	銀行業	100.00	4 (予定)	未定	未定	未定	未定

- (注) 1 伊予銀行は、有価証券報告書の提出会社であります。
 2 伊予銀行は、当社の特定子会社に該当する予定であります。
 3 本株式移転に伴う当社設立日(2022年10月3日)をもって、伊予銀行は当社の株式移転完全子会社となり2022年9月29日をもって、上場廃止となる予定であります。

本株式移転に伴う当社設立後、伊予銀行は当社の完全子会社となる予定です。当社の完全子会社となる伊予銀行の最近事業年度末日(2022年3月31日)時点の関係会社の状況は、次のとおりです。

関係会社の状況

名称	住所	資本金 又は 出資金 (百万円)	主要な 事業の 内容	議決権 の所有 割合 (%)	伊予銀行との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上の 取引	設備の 賃貸借	業務提携
(連結子会社)									
いよぎん保証株式会社	愛媛県 松山市	30	銀行業	100 (51)	4 (1)		預金取引関係 債務保証関係	伊予銀行より 建物の一部賃借	
いよぎんビジネスサー ビス株式会社	愛媛県 松山市	10	銀行業	100	5 (1)		預金取引関係 業務受託関係	伊予銀行より 建物の一部賃借	
いよぎんキャピタル株 式会社	愛媛県 松山市	320	銀行業	90 (82.18)	4 (1)		預金取引関係	伊予銀行より 建物の一部賃借	
株式会社いよぎん地域 経済研究センター	愛媛県 松山市	30	銀行業	100 (85)	5 (1)		預金取引関係 業務受託関係	伊予銀行より 建物の一部賃借	
株式会社いよぎん ディーシーカード	愛媛県 松山市	50	銀行業	100 (66)	4 (1)		預金取引関係 債務保証関係	伊予銀行より 建物の一部賃借	
いよぎんリース株式会 社	愛媛県 松山市	80	リース業	80.62 (35.62)	9 (1)		金銭貸借関係 預金取引関係 リース取引関係	伊予銀行より 建物の一部賃借	顧客紹介 業務
株式会社いよぎんコン ピュータサービス	愛媛県 松山市	10	その他	100 (50)	8 (1)		金銭貸借関係 預金取引関係 業務受託関係	伊予銀行より 建物の一部賃借	
四国アライアンス証券 株式会社	愛媛県 松山市	3,000	その他	100	7 (1)		金銭貸借関係 預金取引関係	伊予銀行より 建物の一部賃借	顧客紹介 業務 金融商品 仲介業務
株式会社いよぎんCh allenge&Sm ile	愛媛県 松山市	10	銀行業	100	4 (1)		預金取引関係 業務受託関係		
いよベンチャーファン ド4号投資事業有限責 任組合	愛媛県 松山市	500	銀行業	100 (100)	()		預金取引関係		
いよベンチャーファン ド5号投資事業有限責 任組合	愛媛県 松山市	500	銀行業	100 (100)	()		預金取引関係		
いよベンチャーファン ド6号投資事業有限責 任組合	愛媛県 松山市	1,000	銀行業	100 (100)	()		預金取引関係		
いよエバーグリーン6 次産業化応援ファンド 投資事業有限責任組合	愛媛県 松山市	618	銀行業	100 (100)	()		預金取引関係		
いよエバーグリーン農 業応援ファンド投資事 業有限責任組合	愛媛県 松山市	196	銀行業	100 (100)	()		預金取引関係		
いよエバーグリーン農 業応援ファンド2号投 資事業有限責任組合	愛媛県 松山市	21	銀行業	100 (100)	()		預金取引関係		
いよエバーグリーン事 業承継応援ファンド投 資事業有限責任組合	愛媛県 松山市	279	銀行業	100 (100)	()		預金取引関係		

(注) 1 上記関係会社のうち、特定子会社に該当するのは、四国アライアンス証券株式会社であります。

2 上記関係会社のうち、有価証券報告書(又は有価証券届出書)を提出している会社はありません。

- 3 上記関係会社のうち、いよぎんリース株式会社については、経常収益(連結会社相互間の内部経常収益を除く。)の連結経常収益に占める割合が100分の10を超えております。

主要な損益情報等	(1) 経常収益	16,893	百万円
	(2) 経常利益	456	百万円
	(3) 当期純利益	310	百万円
	(4) 純資産額	20,270	百万円
	(5) 総資産額	55,768	百万円

- 4 「議決権の所有割合」欄の()内は、伊予銀行子会社による間接所有の割合(内書き)であります。
5 「伊予銀行との関係内容」の「役員の兼任等」欄の()内は、伊予銀行の役員(内書き)であります。

提出会社の企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

(イ)資本関係

本株式移転により、伊予銀行は当社の完全子会社になる予定であります。前記「提出会社の企業集団の概要(ロ)提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

(ロ)役員の兼任関係

当社の取締役は、伊予銀行及びグループ各社の取締役を兼任する予定であります。前記「提出会社の企業集団の概要(ロ)提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

(ハ)取引関係

当社と当社の完全子会社である伊予銀行との取引関係は、前記「提出会社の企業集団の概要(ロ)提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

2 【組織再編成、株式交付又は公開買付けの当事会社の概要】

該当事項はありません。

3 【組織再編成、株式交付又は公開買付けに係る契約等】

(1) 組織再編成に係る契約の内容の概要

伊予銀行は、同行の定時株主総会による承認及び関係当局の許認可等を得られることを前提として、2022年10月3日(予定)をもって、当社を株式移転設立完全親会社、伊予銀行を株式移転完全子会社とする本株式移転を行うことを内容とする株式移転計画(以下「本株式移転計画」という。)を2022年5月13日の伊予銀行の取締役会において承認いたしました。

当社は、本株式移転計画に基づき、伊予銀行の普通株式1株に対して当社の普通株式1株を割当交付いたします。本株式移転計画においては、2022年6月29日に開催される予定の伊予銀行の定時株主総会において、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとしております。その他、株式移転計画においては、当社の商号、本店の所在地、役員、資本金及び準備金の額、株式上場、株主名簿管理人等につき規定されております(詳細につきましては、後記「(2) 株式移転計画の内容」の記載をご参照ください。)

(2) 株式移転計画の内容

株式移転計画書(写)

株式会社伊予銀行(以下「当行」という。)は、当行を株式移転完全子会社とする株式移転設立完全親会社(以下「本持株会社」という。)を設立するための株式移転を行うにあたり、次のとおり株式移転計画(以下「本計画」という。)を定める。

(株式移転)

第1条 本計画の定めるところに従い、当行は、単独株式移転の方法により、本持株会社成立日(第7条に定義する。)において、当行の発行済株式の全部を本持株会社に取得させる株式移転(以下「本株式移転」という。)を行う。

(本持株会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項)

第2条 本持株会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は、次のとおりとする。

(1) 目的

本持株会社の目的は、別紙1「株式会社いよぎんホールディングス定款」第2条に記載のとおりとする。

(2) 商号

本持株会社の商号は、「株式会社いよぎんホールディングス」と称し、英文では、「Iyogin Holdings, Inc. 」と表示する。

(3) 本店の所在地

本持株会社の本店の所在地は、愛媛県松山市とし、本店の所在場所は、愛媛県松山市南堀端町1番地とする。

(4) 発行可能株式総数

本持株会社の発行可能株式総数は、6億株とする。

2 前項に定めるもののほか、本持株会社の定款で定める事項は、別紙1「株式会社いよぎんホールディングス定款」に記載のとおりとする。

(本持株会社の設立時取締役の氏名及び設立時会計監査人の名称)

第3条 本持株会社の設立時取締役(設立時監査等委員である設立時取締役を除く)の氏名は、次のとおりとする。

(1) 取締役 大塚 岩男

(2) 取締役 三好 賢治

(3) 取締役 長田 浩

(4) 取締役 山本 憲世

2 本持株会社の設立時監査等委員である設立時取締役の氏名は、次のとおりとする。

(1) 取締役 竹内 哲夫

(2) 社外取締役 三好 潤子

(3) 社外取締役 上甲 啓二

(4) 社外取締役 野間 自子

3 本持株会社の設立時会計監査人の名称は、次のとおりとする。

有限責任 あずさ監査法人

(本株式移転に際して交付する株式及びその割当て)

第4条 本持株会社は、本株式移転に際して、当行の発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」という。)における当行の株主に対し、その保有する当行の普通株式に代わり、当行が基準時に発行している普通株式の合計に1を乗じて得られる数の合計に相当する数の本持株会社の普通株式を交付する。

2 本持株会社は、前項の定めにより交付される本持株会社の普通株式を、基準時における当行の株主に対し、その保有する当行の普通株式1株につき、本持株会社の普通株式1株をもって割り当てる。

(本持株会社の資本金及び準備金に関する事項)

第5条 本持株会社の設立時における資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金の額
200億円
- (2) 資本準備金の額
50億円
- (3) 利益準備金の額
0円

(本株式移転に際して交付する新株予約権及びその割当て)

第6条 本持株会社は、本株式移転に際して、基準時における以下の表の から までの第1欄に掲げる当行が発行している各新株予約権の新株予約権者に対して、それぞれの保有する当行の新株予約権に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、第2欄に掲げる本持株会社の新株予約権をそれぞれ交付する。

第1欄		第2欄	
名称	内容	名称	内容
株式会社伊予銀行 第1回新株予約権	別紙2 - - 1 記載	株式会社いよぎんホールディングス 第1回新株予約権	別紙2 - - 2 記載
株式会社伊予銀行 第2回新株予約権	別紙2 - - 1 記載	株式会社いよぎんホールディングス 第2回新株予約権	別紙2 - - 2 記載
株式会社伊予銀行 第3回新株予約権	別紙2 - - 1 記載	株式会社いよぎんホールディングス 第3回新株予約権	別紙2 - - 2 記載
株式会社伊予銀行 第4回新株予約権	別紙2 - - 1 記載	株式会社いよぎんホールディングス 第4回新株予約権	別紙2 - - 2 記載
株式会社伊予銀行 第5回新株予約権	別紙2 - - 1 記載	株式会社いよぎんホールディングス 第5回新株予約権	別紙2 - - 2 記載
株式会社伊予銀行 第6回新株予約権	別紙2 - - 1 記載	株式会社いよぎんホールディングス 第6回新株予約権	別紙2 - - 2 記載
株式会社伊予銀行 第7回新株予約権	別紙2 - - 1 記載	株式会社いよぎんホールディングス 第7回新株予約権	別紙2 - - 2 記載

2 本持株会社は、本株式移転に際して、基準時における当行の新株予約権者に対して、その保有する前項の表の から までの第1欄に掲げる新株予約権1個につき、それぞれ第2欄に掲げる新株予約権を1個割り当てる。

(本持株会社の成立日)

第7条 本持株会社の設立の登記をすべき日(以下「本持株会社成立日」という。)は、2022年10月3日とする。ただし、本株式移転の手の進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、当行の取締役会の決議により本持株会社成立日を変更することができる。

(本計画承認株主総会)

第8条 当行は、2022年6月29日を開催日として定時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。ただし、本株式移転の手の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、当行の取締役会の決議により当該株主総会の開催日を変更することができる。

(本持株会社の上場証券取引所)

第9条 本持株会社は、本持株会社成立日において、その発行する普通株式の株式会社東京証券取引所プライム市場への上場を予定する。

(本持株会社の株主名簿管理人)

第10条 本持株会社の株主名簿管理人は、三井住友信託銀行株式会社とする。

(自己株式の消却)

第11条 当行は、本持株会社成立日の前日までに開催される取締役会の決議により、当行が保有する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式(本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める株式買取請求権の行使に係る株式の買取りにより取得する自己株式を含む。)を、基準時まで消却するものとする。

(本計画の効力)

第12条 本計画は、第8条に定める当行の株主総会において本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議が得られなかった場合、本持株会社成立日までに本株式移転についての国内外の法令に定める関係官庁の許認可等(本株式移転に関する銀行法第52条の17に規定される認可を含むがこれに限らない。)が得られなかった場合、または、次条に基づき本株式移転を中止する場合には、その効力を失うものとする。

(本計画の変更等)

第13条 本計画の作成後、本持株会社成立日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により当行の財産または経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式移転の実行に重大な支障となる事態が発生した場合、その他本計画の目的の達成が困難となった場合は、当行の取締役会の決議により、本株式移転の条件その他本計画の内容を変更し、または本株式移転を中止することができる。

(規定外事項)

第14条 本計画に定める事項のほか、本株式移転に関して必要な事項については、本株式移転の趣旨に従い、当行の取締役会がこれを決定する。

2022年5月13日

愛媛県松山市南堀端町1番地
株式会社伊予銀行
取締役頭取 三好 賢治

株式会社いよぎんホールディングス 定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社いよぎんホールディングスと称し、その英文はIyogin Holdings, Inc.とする。

(目的)

第2条 当社は、銀行持株会社として、次の業務を営むことを目的とする。

- (1) 銀行その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理およびこれに附帯関連する一切の業務
- (2) 前号の業務のほか銀行法により銀行持株会社が行うことができる業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を愛媛県松山市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、愛媛新聞および日本経済新聞に掲載する。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、6億株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当社の単元未満株式を有する株主は、取締役会において定める株式取扱規則により、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成および備置きその他株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第12条 当社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 当社の定時株主総会は、毎年4月1日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に欠員または事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日まで書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会ならびに監査等委員会

(員数)

第19条 当社の監査等委員である取締役以外の取締役は、10名以内とする。

- 2 当社の監査等委員である取締役は、7名以内とする。

(選任方法)

第20条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して行う。
- 3 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

4 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第21条 監査等委員である取締役以外の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(役付取締役および代表取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名およびその他の役付取締役を定めることができる。

2 取締役会は、その決議によって取締役社長を代表取締役に選定するほか、その他の取締役の中から代表取締役を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役会長に欠員または事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第24条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(報酬等)

第25条 取締役の報酬、賞与其他の職務執行の対価として受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

2 前項の取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(取締役会の招集通知)

第26条 取締役会の招集通知は、会日の5日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

第27条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第28条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(常勤の監査等委員)

第29条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の5日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会規程)

第31条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

(責任限定契約)

第32条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。

第5章 計算

(事業年度)

第33条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第34条 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

- 第35条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
- 2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
 - 3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第36条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

附則

(最初の事業年度)

第1条 第33条の規定にかかわらず、当社の最初の事業年度は、当社の成立の日から2023年3月31日までとする。

(取締役の当初の報酬等)

第2条 第25条の定めにかかわらず、当社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等のうち金銭で支給するものの総額は、年額330百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)とする。

2 第25条の定めにかかわらず、当社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの監査等委員である取締役の報酬等のうち金銭で支給するものの総額は、年額85百万円以内とする。

3 第25条の定めにかかわらず、当社の成立の日から2024年6月の定時株主総会終結の日までの期間の取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本項において同じ。)の報酬等のうち株式報酬制度(以下「本制度」という。)による報酬等については、以下のとおりとする。なお、本制度に基づく報酬等は、本条第1項に定める報酬等の総額とは別枠とする。

また、本制度においては、当社と委任契約を締結している執行役員、株式会社伊予銀行(以下「伊予銀行」という。)の取締役(監査等委員である取締役を除く。)および伊予銀行と委任契約を締結している執行役員に対する報酬等も一体的に管理する。

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が委託者となる信託(なお、当社成立前に株式会社伊予銀行が設定した信託の委託者の地位を当社が承継する。かかる信託を、以下「本信託」という。)が当社株式を取得し、当社が各取締役が付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される、という信託を用いた株式報酬制度である。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時とする。

本制度の対象者	監査等委員である取締役を除く取締役
対象期間	当社の成立の日から2024年6月の定時株主総会終了の日まで
の対象期間において、の対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	合計金600百万円
当社株式の取得方法	自己株式の処分による方法または取引所市場(立会外取引を含む)から取得する方法
の対象者に付与されるポイント総数の上限	1事業年度あたり120,000ポイント(以下の(3) および のとおり)
ポイント付与基準	役位等に応じたポイントを付与
の対象者に対する当社株式の交付時期	原則として退任時

(2) 当社が拠出する金員の上限

当社は、上記(1)の対象期間中に、本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として、合計金600百万円を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として拠出する(当社から本信託に追加信託するか、または当社成立前に本信託内に残存する金銭がある場合には本信託の当初委託者である伊予銀行との間で清算する。)。本信託は、当社が拠出した金銭を原資として、当社株式を当社の自己株式の処分による方法または取引所市場(立会外取引を含む。)から取得する方法により、追加取得する。

注：当社が本信託に金銭を追加信託する場合、当社が実際に本信託に追加信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となる。また、当社と委任契約を締結している執行役員ならびに伊予銀行の取締役(監査等委員である取締役を除く。)および委任契約を締結している執行役員についても本制度と同様の株式報酬制度を導入した場合には、同制度に基づきこれらの者に交付するために必要な当社株式の取得資金を、上記の取得資金に加えて追加信託する。

(3) 取締役に交付される当会社の株式数の算定方法と上限

取締役に対するポイントの付与方法等

当社は、当会社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位等に応じたポイントを付与する。

ただし、当社が対象取締役に対して付与するポイントの総数は、1事業年度あたり120,000ポイントを上限とする。

付与されたポイントの数に応じた当会社株式の交付

各取締役は、上記で付与されたポイントの数に応じて、後記の手続に従い、当会社株式の交付を受ける。ただし、取締役の行為が法令または行内規程等に違反したと取締役会が判断した場合等には、株式交付規程の定めに従い、それまでに付与されたポイントの全部または一部は消滅し、消滅したポイント見合いの当会社株式については交付を受けないものとする。

なお、1ポイントは当会社株式1株とする。ただし、当会社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当会社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、1ポイントあたりの当会社株式の数はかかる分割比率、併合比率等に応じて調整されるものとする。

取締役に対する当会社株式の交付

各取締役は原則としてその退任時に所定の手続を行って本信託の受益権を取得し、本信託の受益者として、本信託から上記の当会社株式の交付を受ける。

ただし、このうち一定の割合の当会社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託内において売却換金したうえで、当会社株式に代わり金銭で交付することがある。また、本信託内の当会社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当会社株式が換金された場合には、当会社株式に代わり金銭で交付することがある。

(4) 議決権行使

本信託内の当会社株式に係る議決権は、当社および当社取締役から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととする。

(5) 配当の取扱い

本信託内の当会社株式に係る配当は、本信託が受領し、当会社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられる。

(6) その他

本制度に関するその他の事項および細目は、当社の取締役会において定める。

(附則の削除)

第3条 本附則(第2条第3項を除く。)は、当社の成立後最初の定時株主総会の終結の時をもって削除する。

2 本附則第2条第3項は、本制度終了時(ただし、当社の株主総会において本制度の変更または継続に関する提案が付議された場合には、当該株主総会の終結の時)をもってこれを削除する。

株式会社伊予銀行第1回新株予約権

1. 新株予約権の名称

株式会社伊予銀行第1回新株予約権

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、当行普通株式100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)後、当行が普通株式につき、株式分割(当行普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、当行が合併、会社分割、株式交換または株式移転を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当行は、当行の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

3. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

新株予約権の割当日において、ブラック・ショールズモデルにより算出した1株当たりのオプション価格に、新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とする。ただし、当該払込金額については、会社法第246条第2項に基づき、金銭の払込みに代えて、取締役が当行に対して有する報酬債権と相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとする。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使により発行または移転される株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

5. 新株予約権を行使することができる期間

2011年7月16日～2041年7月15日までの期間とする。

ただし、権利行使期間の最終日が当行の休業日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記に定まる増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行の取締役会の承認を要するものとする。

8. 新株予約権の取得条項

新株予約権者が権利行使をする前に、下記10.の定めまたは新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当行は当行の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。

以下A、BまたはCの議案につき、当行の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は当行の取締役会で承認された場合)は、当行は当行の取締役会が別途定める日をもって、同時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

A．当行が消滅会社となる合併契約承認の議案

B．当行が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案

C．当行が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案

9．端数の切り捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

10．新株予約権の行使条件

新株予約権者は、当行の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び執行役員の内いずれの地位をも喪失した日の翌日から10日(10日目が休日にあたる場合には翌営業日)を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。

新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から6か月を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

11．組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当行が合併(当行が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割または新設分割(それぞれ当行が分割会社となる場合に限る。)、株式交換または株式移転(それぞれ当行が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して、以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2．に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記 に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記5．に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記6． に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の行使条件

上記10． に準じて決定する。

新株予約権の取得条項

上記 8 . に準じて決定する。

12 . 新株予約権の割当日

2011年 7 月15日

以上

株式会社いよぎんホールディングス第1回新株予約権

1. 新株予約権の名称

株式会社いよぎんホールディングス第1回新株予約権

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、当社普通株式100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)後、当社が普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使により発行または移転される株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

4. 新株予約権を行使することができる期間

2022年10月3日～2041年7月15日までの期間とする。

ただし、権利行使期間の最終日が当社の休業日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記に定まる増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

7. 新株予約権の取得条項

新株予約権者が権利行使をする前に、下記9.の定めまたは新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。

以下A、BまたはCの議案につき、当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会で承認された場合)は、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって、同時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

A. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

B. 当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案

C. 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案

8. 端数の切り捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

9. 新株予約権の行使条件

新株予約権者は、当社または株式会社伊予銀行の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。

新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から6か月を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

10. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割または新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換または株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して、以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記 に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記4. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記5. に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の行使条件

上記9. に準じて決定する。

新株予約権の取得条項

上記7. に準じて決定する。

11. 新株予約権の割当日

2022年10月3日

以上

株式会社伊予銀行第2回新株予約権

1. 新株予約権の名称

株式会社伊予銀行第2回新株予約権

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、当行普通株式100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)後、当行が普通株式につき、株式分割(当行普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、当行が合併、会社分割、株式交換または株式移転を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当行は、当行の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

3. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

新株予約権の割当日において、ブラック・ショールズモデルにより算出した1株当たりのオプション価格に、新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とする。ただし、当該払込金額については、会社法第246条第2項に基づき、金銭の払込みに代えて、取締役が当行に対して有する報酬債権と相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとする。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使により発行または移転される株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

5. 新株予約権を行使することができる期間

2012年7月18日～2042年7月17日までの期間とする。

ただし、権利行使期間の最終日が当行の休業日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記に定まる増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行の取締役会の承認を要するものとする。

8. 新株予約権の取得条項

新株予約権者が権利行使をする前に、下記10.の定めまたは新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当行は当行の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。

以下A、BまたはCの議案につき、当行の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は当行の取締役会で承認された場合)は、当行は当行の取締役会が別途定める日をもって、同時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

A．当行が消滅会社となる合併契約承認の議案

B．当行が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案

C．当行が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案

9．端数の切り捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

10．新株予約権の行使条件

新株予約権者は、当行の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び執行役員の中のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。

新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から6か月を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

11．組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当行が合併(当行が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割または新設分割(それぞれ当行が分割会社となる場合に限る。)、株式交換または株式移転(それぞれ当行が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して、以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2．に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記 に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記5．に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記6． に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の行使条件

上記10．に準じて決定する。

新株予約権の取得条項

上記 8 . に準じて決定する。

12 . 新株予約権の割当日

2012年 7 月17日

以上

株式会社いよぎんホールディングス第2回新株予約権

1. 新株予約権の名称

株式会社いよぎんホールディングス第2回新株予約権

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、当社普通株式100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)後、当社が普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割または併合の比率

また、上記のほか、割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使により発行または移転される株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

4. 新株予約権を行使することができる期間

2022年10月3日～2042年7月17日までの期間とする。

ただし、権利行使期間の最終日が当社の休業日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記に定まる増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

7. 新株予約権の取得条項

新株予約権者が権利行使をする前に、下記9.の定めまたは新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。

以下A、BまたはCの議案につき、当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会で承認された場合)は、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって、同時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

A. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

B. 当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案

C. 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案

8. 端数の切り捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

9. 新株予約権の行使条件

新株予約権者は、当社または株式会社伊予銀行の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。

新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から6か月を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

10. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割または新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換または株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記 に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記4. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記5. に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の行使条件

上記9. に準じて決定する。

新株予約権の取得条項

上記7. に準じて決定する。

11. 新株予約権の割当日

2022年10月3日

以上

株式会社伊予銀行第3回新株予約権

1. 新株予約権の名称

株式会社伊予銀行第3回新株予約権

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、当行普通株式100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)後、当行が普通株式につき、株式分割(当行普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、当行が合併、会社分割、株式交換または株式移転を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当行は、当行の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

3. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

新株予約権の割当日において、ブラック・ショールズモデルにより算出した1株当たりのオプション価格に、新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とする。ただし、当該払込金額については、会社法第246条第2項に基づき、金銭の払込みに代えて、取締役が当行に対して有する報酬債権と相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとする。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使により発行または移転される株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

5. 新株予約権を行使することができる期間

2013年7月17日～2043年7月16日までの期間とする。

ただし、権利行使期間の最終日が当行の休業日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記に定まる増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行の取締役会の承認を要するものとする。

8. 新株予約権の取得条項

新株予約権者が権利行使をする前に、下記10.の定めまたは新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当行は当行の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。

以下A、BまたはCの議案につき、当行の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は当行の取締役会で承認された場合)は、当行は当行の取締役会が別途定める日をもって、同時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

- A．当行が消滅会社となる合併契約承認の議案
- B．当行が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案
- C．当行が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案

9．端数の切り捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

10．新株予約権の行使条件

新株予約権者は、当行の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び執行役員の内いずれの地位をも喪失した日の翌日から10日(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。

新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から6か月を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

11．組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当行が合併(当行が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割または新設分割(それぞれ当行が分割会社となる場合に限る。)、株式交換または株式移転(それぞれ当行が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して、以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2．に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記に從って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記5．に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記6．に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の行使条件

上記10．に準じて決定する。

新株予約権の取得条項

上記8．に準じて決定する。

12．新株予約権の割当日

2013年7月16日

以上

株式会社いよぎんホールディングス第3回新株予約権

1. 新株予約権の名称

株式会社いよぎんホールディングス第3回新株予約権

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、当社普通株式100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)後、当社が普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割または併合の比率

また、上記のほか、割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使により発行または移転される株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

4. 新株予約権を行使することができる期間

2022年10月3日～2043年7月16日までの期間とする。

ただし、権利行使期間の最終日が当社の休業日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記に定まる増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

7. 新株予約権の取得条項

新株予約権者が権利行使をする前に、下記9.の定めまたは新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。

以下A、BまたはCの議案につき、当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会で承認された場合)は、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって、同時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

A. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

B. 当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案

C. 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案

8. 端数の切り捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

9. 新株予約権の行使条件

新株予約権者は、当社または株式会社伊予銀行の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。

新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から6か月を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

10. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割または新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換または株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して、以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記 に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記4. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記5. に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の行使条件

上記9. に準じて決定する。

新株予約権の取得条項

上記7. に準じて決定する。

11. 新株予約権の割当日

2022年10月3日

以上

株式会社伊予銀行第4回新株予約権

1. 新株予約権の名称

株式会社伊予銀行第4回新株予約権

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、当行普通株式100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)後、当行が普通株式につき、株式分割(当行普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、当行が合併、会社分割、株式交換または株式移転を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当行は、当行の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

3. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

新株予約権の割当日において、ブラック・ショールズモデルにより算出した1株当たりのオプション価格に、新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とする。ただし、当該払込金額については、会社法第246条第2項に基づき、金銭の払込みに代えて、取締役が当行に対して有する報酬債権と相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとする。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使により発行または移転される株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

5. 新株予約権を行使することができる期間

2014年7月17日～2044年7月16日までの期間とする。

ただし、権利行使期間の最終日が当行の休業日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記に定まる増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行の取締役会の承認を要するものとする。

8. 新株予約権の取得条項

新株予約権者が権利行使をする前に、下記10.の定めまたは新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当行は当行の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。

以下A、BまたはCの議案につき、当行の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は当行の取締役会で承認された場合)は、当行は当行の取締役会が別途定める日をもって、同時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

- A．当行が消滅会社となる合併契約承認の議案
- B．当行が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案
- C．当行が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案

9．端数の切り捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

10．新株予約権の行使条件

新株予約権者は、当行の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び執行役員の中のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。

新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から6ヶ月を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

11．組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当行が合併(当行が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割または新設分割(それぞれ当行が分割会社となる場合に限る。)、株式交換または株式移転(それぞれ当行が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して、以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2．に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記 に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記5．に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記6． に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の行使条件

上記10． に準じて決定する。

新株予約権の取得条項

上記 8 . に準じて決定する。

12 . 新株予約権の割当日

2014年 7 月16日

以上

株式会社いよぎんホールディングス第4回新株予約権

1. 新株予約権の名称

株式会社いよぎんホールディングス第4回新株予約権

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、当社普通株式100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)後、当社が普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使により発行または移転される株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

4. 新株予約権を行使することができる期間

2022年10月3日～2044年7月16日までの期間とする。

ただし、権利行使期間の最終日が当社の休業日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記に定まる増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

7. 新株予約権の取得条項

新株予約権者が権利行使をする前に、下記9.の定めまたは新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。

以下A、BまたはCの議案につき、当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会で承認された場合)は、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって、同時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

A. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

B. 当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案

C. 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案

8. 端数の切り捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

9. 新株予約権の行使条件

新株予約権者は、当社または株式会社伊予銀行の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。

新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から6か月を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

10. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割または新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換または株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して、以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記 に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記4. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記5. に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の行使条件

上記9. に準じて決定する。

新株予約権の取得条項

上記7. に準じて決定する。

11. 新株予約権の割当日

2022年10月3日

以上

株式会社伊予銀行第5回新株予約権

1. 新株予約権の名称

株式会社伊予銀行第5回新株予約権

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、当行普通株式100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)後、当行が普通株式につき、株式分割(当行普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割または併合の比率

また、上記のほか、割当日後、当行が合併、会社分割、株式交換または株式移転を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当行は、当行の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

3. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

新株予約権の割当日において、ブラック・ショールズモデルにより算出した1株当たりのオプション価格に、新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とする。ただし、当該払込金額については、会社法第246条第2項に基づき、金銭の払込みに代えて、取締役が当行に対して有する報酬債権と相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとする。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使により発行または移転される株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

5. 新株予約権を行使することができる期間

2015年7月16日～2045年7月15日までの期間とする。

ただし、権利行使期間の最終日が当行の休業日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記に定まる増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行の取締役会の承認を要するものとする。

8. 新株予約権の取得条項

新株予約権者が権利行使をする前に、下記10.の定めまたは新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当行は当行の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。

以下A、BまたはCの議案につき、当行の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は当行の取締役会で承認された場合)は、当行は当行の取締役会が別途定める日をもって、同時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

A．当行が消滅会社となる合併契約承認の議案

B．当行が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案

C．当行が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案

9．端数の切り捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

10．新株予約権の行使条件

新株予約権者は、当行の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び執行役員の中のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。

新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から6か月を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

11．組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当行が合併(当行が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割または新設分割(それぞれ当行が分割会社となる場合に限る。)、株式交換または株式移転(それぞれ当行が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して、以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2．に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記 に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記5．に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記6． に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の行使条件

上記10．に準じて決定する。

新株予約権の取得条項

上記 8 . に準じて決定する。

12 . 新株予約権の割当日

2015年 7 月15日

以上

株式会社いよぎんホールディングス第5回新株予約権

1. 新株予約権の名称

株式会社いよぎんホールディングス第5回新株予約権

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、当社普通株式100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)後、当社が普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使により発行または移転される株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

4. 新株予約権を行使することができる期間

2022年10月3日～2045年7月15日までの期間とする。

ただし、権利行使期間の最終日が当社の休業日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記に定まる増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

7. 新株予約権の取得条項

新株予約権者が権利行使をする前に、下記9.の定めまたは新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。

以下A、BまたはCの議案につき、当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会で承認された場合)は、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって、同時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

A. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

B. 当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案

C. 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案

8．端数の切り捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

9．新株予約権の行使条件

新株予約権者は、当社または株式会社伊予銀行の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。

新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から6か月を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

10．組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割または新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換または株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して、以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2．に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記に從って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記4．に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記5．に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の行使条件

上記9．に準じて決定する。

新株予約権の取得条項

上記7．に準じて決定する。

11．新株予約権の割当日

2022年10月3日

以上

株式会社伊予銀行第6回新株予約権

1. 新株予約権の名称

株式会社伊予銀行第6回新株予約権

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、当行普通株式100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)後、当行が普通株式につき、株式分割(当行普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、当行が合併、会社分割、株式交換または株式移転を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当行は、当行の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

3. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

新株予約権の割当日において、ブラック・ショールズモデルにより算出した1株当たりのオプション価格に、新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とする。ただし、当該払込金額については、会社法第246条第2項に基づき、金銭の払込みに代えて、取締役が当行に対して有する報酬債権と相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとする。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使により発行または移転される株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

5. 新株予約権を行使することができる期間

2016年7月16日～2046年7月15日までの期間とする。

ただし、権利行使期間の最終日が当行の休業日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記に定まる増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行の取締役会の承認を要するものとする。

8. 新株予約権の取得条項

新株予約権者が権利行使をする前に、下記10.の定めまたは新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当行は当行の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。

以下A、BまたはCの議案につき、当行の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は当行の取締役会で承認された場合)は、当行は当行の取締役会が別途定める日をもって、同時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

- A．当行が消滅会社となる合併契約承認の議案
- B．当行が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案
- C．当行が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案

9．端数の切り捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

10．新株予約権の行使条件

新株予約権者は、当行の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。

新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から6か月を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

11．組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当行が合併(当行が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割または新設分割(それぞれ当行が分割会社となる場合に限る。)、株式交換または株式移転(それぞれ当行が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して、以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2．に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記 に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記5．に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記6． に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の行使条件

上記10． に準じて決定する。

新株予約権の取得条項

上記 8 . に準じて決定する。

12 . 新株予約権の割当日

2016年 7 月15日

以上

株式会社いよぎんホールディングス第6回新株予約権

1. 新株予約権の名称

株式会社いよぎんホールディングス第6回新株予約権

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、当社普通株式100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)後、当社が普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割または併合の比率

また、上記のほか、割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使により発行または移転される株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

4. 新株予約権を行使することができる期間

2022年10月3日～2046年7月15日までの期間とする。

ただし、権利行使期間の最終日が当社の休業日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記に定まる増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

7. 新株予約権の取得条項

新株予約権者が権利行使をする前に、下記9.の定めまたは新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。

以下A、BまたはCの議案につき、当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会で承認された場合)は、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって、同時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

A. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

B. 当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案

C. 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案

8．端数の切り捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

9．新株予約権の行使条件

新株予約権者は、当社または株式会社伊予銀行の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。

新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から6か月を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

10．組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割または新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換または株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して、以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2．に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記に從って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記4．に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記5．に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の行使条件

上記9．に準じて決定する。

新株予約権の取得条項

上記7．に準じて決定する。

11．新株予約権の割当日

2022年10月3日

以上

株式会社伊予銀行第7回新株予約権

1. 新株予約権の名称

株式会社伊予銀行第7回新株予約権

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、当行普通株式100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)後、当行が普通株式につき、株式分割(当行普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、当行が合併、会社分割、株式交換または株式移転を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当行は、当行の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

3. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

新株予約権の割当日において、ブラック・ショールズモデルにより算出した1株当たりのオプション価格に、新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とする。ただし、当該払込金額については、会社法第246条第2項に基づき、金銭の払込みに代えて、取締役が当行に対して有する報酬債権と相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとする。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使により発行または移転される株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

5. 新株予約権を行使することができる期間

2017年7月15日～2047年7月14日までの期間とする。

ただし、権利行使期間の最終日が当行の休業日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記に定まる増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行の取締役会の承認を要するものとする。

8. 新株予約権の取得条項

新株予約権者が権利行使をする前に、下記10.の定めまたは新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当行は当行の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。

以下A、BまたはCの議案につき、当行の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は当行の取締役会で承認された場合)は、当行は当行の取締役会が別途定める日をもって、同時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

- A．当行が消滅会社となる合併契約承認の議案
- B．当行が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案
- C．当行が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案

9．端数の切り捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

10．新株予約権の行使条件

新株予約権者は、当行の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。

新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から6か月を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

11．組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当行が合併(当行が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割または新設分割(それぞれ当行が分割会社となる場合に限る。)、株式交換または株式移転(それぞれ当行が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して、以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2．に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記 に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記5．に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記6． に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の行使条件

上記10．に準じて決定する。

新株予約権の取得条項

上記８．に準じて決定する。

12．新株予約権の割当日

2017年7月14日

以上

株式会社いよぎんホールディングス第7回新株予約権

1. 新株予約権の名称

株式会社いよぎんホールディングス第7回新株予約権

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、当社普通株式100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)後、当社が普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割または併合の比率

また、上記のほか、割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使により発行または移転される株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

4. 新株予約権を行使することができる期間

2022年10月3日～2047年7月14日までの期間とする。

ただし、権利行使期間の最終日が当社の休業日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記に定まる増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

7. 新株予約権の取得条項

新株予約権者が権利行使をする前に、下記9.の定めまたは新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。

以下A、BまたはCの議案につき、当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会で承認された場合)は、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって、同時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

A. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

B. 当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案

C. 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案

8. 端数の切り捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

9. 新株予約権の行使条件

新株予約権者は、当社または株式会社伊予銀行の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。

新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から6か月を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

10. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割または新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換または株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して、以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記 に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記4. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記5. に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の行使条件

上記9. に準じて決定する。

新株予約権の取得条項

上記7. に準じて決定する。

11. 新株予約権の割当日

2022年10月3日

以上

4 【組織再編成、株式交付又は公開買付けに係る割当ての内容及びその算定根拠】

(1) 株式移転比率

会社名	株式会社いよぎんホールディングス (完全親会社・当社)	株式会社伊予銀行 (完全子会社)
株式移転比率	1	1

(注) 1 本株式移転に伴い、伊予銀行の普通株式1株に対して当社の普通株式1株を割当交付いたします。なお、当社の単元株式数は、100株です。

2 当社が本株式移転により発行する新株式数(予定)：317,998,884株

上記新株式数は、2022年3月31日時点における伊予銀行の発行済株式総数に基づいて記載しております。ただし、本株式移転の効力発生に先立ち、伊予銀行の発行済株式総数が変化した場合には、当社が交付する上記新株式数は変動いたします。なお、本株式移転の効力発生日までに、現時点で保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式を消却する予定であるため、伊予銀行の2022年3月31日時点における自己株式数(5,776,482株)は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。また、伊予銀行の株主の皆さまから株式買取請求権の行使がなされた場合等、伊予銀行の2022年3月31日時点における自己株式数が基準時までに変動した場合は、当社が交付する新株式数が変動することがあります。

3 単元未満株式の取扱い

本株式移転により、1単元(100株)未満の当社の普通株式(以下「単元未満株式」という。)の割当てを受ける伊予銀行の株主の皆さまにつきましては、その保有する単元未満株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆さまは、会社法第192条第1項の規定に基づき、当社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、会社法第194条第1項及び定款の規定に基づき、当社に対し、自己の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することも可能です。

(2) 株式移転比率の算定根拠等

本株式移転は、伊予銀行単独の株式移転によって完全親会社である当社1社を設立するものであり、株式移転時の伊予銀行の株主構成と当社の株主構成に変化がないことから、伊予銀行の株主の皆さまに不利益を与えないことを第一義として、伊予銀行の株主の皆さまが保有する伊予銀行の普通株式1株に対して当社の普通株式1株を割当交付することといたしました。

なお、上記理由により、第三者機関による株式移転比率の算定は行っておりません。

(3) 本株式移転に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

伊予銀行が発行している新株予約権については、伊予銀行の新株予約権の新株予約権者に対し、その有する伊予銀行の新株予約権に代えて同等の当社の新株予約権が交付され、割り当てられます。

なお、伊予銀行は、新株予約権付社債を発行しておりません。

5 【組織再編成対象会社又は株式交付子会社の発行有価証券と組織再編成又は株式交付によって発行（交付）される有価証券との相違（対象者の発行有価証券と公開買付けに係る提出会社によって発行（交付）される有価証券との相違）】

(1) 単元未満株式を有する株主の権利

当社の定款には、株主はその有する単元未満株式について、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる旨の定めが置かれる予定です。これに対して伊予銀行の定款には同様の定めはありません。

(2) 会計帳簿の閲覧等請求権

伊予銀行の株主は、銀行法の定め適用により、会計帳簿及びこれに関する資料を閲覧等する権利を有しませんが、当社の株主は、会社法に定められた一定の株式保有要件を満たす限り、当社の会計帳簿及びこれに関する資料を閲覧等する権利を有します。

6 【有価証券をもって対価とする公開買付けの場合の発行(交付)条件に関する事項】

該当事項はありません。

7 【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

(1) 組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

買取請求権の行使の方法について

伊予銀行の株主が、その所有する伊予銀行の普通株式につき、伊予銀行に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2022年6月29日開催予定の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を伊予銀行に対し通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、伊予銀行が、上記定時株主総会の決議の日(2022年6月29日)から2週間以内の会社法第806条第3項の通知に代えて社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

議決権の行使の方法について

伊予銀行の株主による議決権の行使の方法としては、2022年6月29日開催予定の定時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります(なお、株主は、伊予銀行の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該定時株主総会に関する代理権を証明する書面を、伊予銀行に提出する必要があります。)

また、郵送又はインターネットによって議決権を行使する方法もあります。

郵送による議決権の行使は、上記定時株主総会に関する株主総会招集ご通知同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、伊予銀行に2022年6月28日午後5時30分までに到達するように返送することが必要となります。なお、議決権行使書用紙に各議案の賛否又は棄権の記載がない場合は、会社提案については賛、株主提案については否の意思表示があったものとして取り扱います。

インターネットによる議決権の行使は、議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取る方法「スマート行使」、又は議決権行使サイト(<https://www.web54.net>)にアクセスし、上記議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を利用する方法の2つがあり、どちらも画面の案内にしたがって、2022年6月28日午後5時30分までに、各議案に対する賛否を登録することが必要となります。機関投資家については、上記に加え、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」を利用することも可能です。

なお、郵送により議決権を行使し、インターネットでも議決権を行使した場合は、到達日時を問わずインターネットによる議決権行使が有効なものとされます。また、インターネットで議決権を複数回行使した場合は、最後の議決権行使が有効なものとされます。

株主は、複数の議決権を有する場合、会社法第313条に基づき、その有する議決権を統一しないで行使することができます。ただし、当該株主は、法定の通知期限までに、伊予銀行に対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知する必要があります。また、伊予銀行は、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

組織再編成によって発行される株式の受取方法について

本株式移転によって発行される当社の普通株式は、基準時における伊予銀行の株主に割り当てられます。伊予銀行の株主は、自己の伊予銀行の普通株式が記録されている振替口座に、当社の普通株式が記録されることにより、当社の普通株式を受け取ることができます。

(2) 組織再編成対象会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

買取請求権の行使の方法について

本株式移転に際して、伊予銀行が既に発行している新株予約権については、本株式移転計画における会社法第773条第1項第9号又は第10号に掲げる事項についての定めが当該新株予約権に係る同法第236条第1項第8号の条件(同号ホに関するものに限ります。)に合致するため、会社法第808条第1項の規定により、新株予約権買取請求権が発生いたしません。

また、伊予銀行は、本届出書提出日現在において、新株予約権付社債を発行していません。

組織再編成によって発行される新株予約権の受取方法について

本株式移転によって発行される当社の新株予約権は、基準時における伊予銀行の新株予約権者に割り当てられます。当社の新株予約権者は、当社の新株予約権原簿に記載又は記録されることにより、当社の新株予約権を受け取ることができます。

8 【組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する手続】

(1) 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、伊予銀行は、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、会社法第808条第3項第3号に定める新株予約権に係る会社法第773条第1項第9号及び第10号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、伊予銀行の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を記載した書面を、伊予銀行の本店において2022年6月6日よりそれぞれ備え置く予定です。

は、2022年5月13日開催の伊予銀行の取締役会において承認された株式移転計画です。

は、本株式移転に際して株式移転比率及びその算定根拠並びに上記株式移転計画に定める当社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明するものです。

は、本株式移転に伴う新株予約権の割当等に係る定め等の相当性に関する事項について説明するものです。

は、伊予銀行の最終事業年度末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象を説明するものです。

これらの書類は、伊予銀行の営業時間内に伊予銀行の本店において閲覧することができます。なお、本株式移転が効力を生ずる日までの間に、上記～に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。

(2) 株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

2022年3月31日(木)	定時株主総会基準日
2022年5月13日(金)	株式移転計画承認取締役会
2022年6月29日(水)(予定)	株式移転計画承認定時株主総会
2022年9月29日(木)(予定)	伊予銀行株式上場廃止日
2022年10月3日(月)(予定)	当社設立登記日(効力発生日)
2022年10月3日(月)(予定)	当社株式上場日

ただし、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により日程を変更する場合があります。

(3) 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に関して買取請求権を行使する方法 普通株式について

伊予銀行の株主が、その所有する伊予銀行の普通株式につき、伊予銀行に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2022年6月29日開催予定の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を伊予銀行に通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、伊予銀行が、上記定時株主総会の決議の日(2022年6月29日)から2週間以内の会社法第806条第3項の通知に代えて社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

新株予約権について

本株式移転に際して、伊予銀行が既に発行している新株予約権については、本株式移転計画における会社法第773条第1項第9号又は第10号に掲げる事項についての定めが当該新株予約権に係る同法第236条第1項第8号の条件(同号亦に関するものに限ります。)に合致するため、会社法第808条第1項の規定により、新株予約権買取請求権が発生いたしません。

第2 【統合財務情報】

1 当社

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において財務情報はありません。

2 組織再編成後の当社

上記のとおり、当社には本届出書提出日現在において財務情報はありますが、組織再編成の対象会社の連結経営指標は当社の連結経営指標に反映されるものと考えられます。

3 組織再編成対象会社

当社の完全子会社となる伊予銀行の最近連結会計年度に係る主要な経営指標等については、以下のとおりであります。ただし、伊予銀行の経営指標等のうち2021年度について有価証券報告書の提出前であり金融商品取引法上の監査証明を受けておりません。

主要な経営指標等の推移

連結経営指標等の推移

		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
		(自 2017年 4月1日 至 2018年 3月31日)	(自 2018年 4月1日 至 2019年 3月31日)	(自 2019年 4月1日 至 2020年 3月31日)	(自 2020年 4月1日 至 2021年 3月31日)	(自 2021年 4月1日 至 2022年 3月31日)
連結経常収益	百万円	120,985	126,286	126,506	124,817	133,971
うち連結信託報酬	百万円	3	3	2	2	3
連結経常利益	百万円	36,099	28,658	29,413	26,172	38,239
親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円	23,639	18,527	18,922	18,088	26,417
連結包括利益	百万円	41,229	6,339	29,249	82,678	4,587
連結純資産額	百万円	646,304	648,327	671,848	741,240	731,798
連結総資産額	百万円	7,096,633	7,165,655	7,795,554	8,550,739	8,544,797
1株当たり純資産額	円	1,969.99	1,975.54	2,052.46	2,313.28	2,286.75
1株当たり当期純利益	円	74.73	58.54	59.77	57.12	83.39
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	74.59	58.45	59.69	57.05	83.32
自己資本比率	%	8.78	8.72	8.33	8.56	8.47
連結自己資本利益率	%	3.89	2.96	2.96	2.61	3.62
連結株価収益率	倍	10.71	10.01	9.15	11.62	7.19
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	3,870	150,925	49,279	778,734	60,242
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	57,093	237,490	134,032	69,750	163,640
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	4,106	4,346	5,741	13,314	4,734
現金及び現金同等物の 期末残高	百万円	726,157	808,389	717,887	1,413,563	1,512,259
従業員数 [外、平均臨時 従業員数]	人	3,122 [1,467]	3,147 [1,411]	3,109 [1,376]	3,071 [1,341]	3,044 [1,280]
信託財産額	百万円	676	621	580	517	1,066

(注) 1 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末新株予約権 - 期末非支配株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

2 信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務に係る信託財産額を記載し

ております。なお、連結会社のうち該当する信託業務を営む会社は伊予銀行1行であります。

**第3 【発行者(その関連者)と組織再編成対象会社又は株式交付子会社との重要な契約
(発行者(その関連者)と対象者との重要な契約)】**

該当事項はありません。

第三部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

前記「第二部 組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する情報 第2 統合財務情報」に記載のとおりであります。

2 【沿革】

2022年5月13日	伊予銀行は、同行取締役会において、同行の株主総会の承認及び関係当局の許認可等を得られることを前提として、本株式移転による当社の設立を内容とする「株式移転計画書」の作成を決議いたしました。
2022年6月29日(予定)	伊予銀行は、その定時株主総会において、単独株式移転の方法により当社を設立し、伊予銀行がその完全子会社となることについて決議する予定であります。
2022年10月3日(予定)	伊予銀行が単独株式移転の方法により当社を設立する予定であります。当社の普通株式を東京証券取引所プライム市場に上場する予定であります。

なお、当社の完全子会社となる伊予銀行の沿革につきましては、伊予銀行の有価証券報告書(2021年6月30日提出)をご参照ください。

3 【事業の内容】

当社は、銀行その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理及びこれに附帯関連する業務を行う予定であります。

また、当社の完全子会社となる伊予銀行の2022年3月期連結会計年度末日(2022年3月31日)時点(ただし、当該日より後の時点の事実関係であることを注記により明記した記載についてはその時点)における事業の内容は以下のとおりであります。

伊予銀行グループは、伊予銀行、連結子会社16社、非連結子会社2社(持分法非適用)及び関連会社4社(持分法非適用)で構成され、銀行業務を中心に、リース業務等の金融サービスに係る事業を行っております。

〔銀行業〕

伊予銀行の本店ほか支店142店、出張所9店においては、預金業務、貸出業務、有価証券投資業務、為替業務等を行い、地域に密着した営業活動を積極的に展開しており、グループの中心と位置づけております。

また、連結子会社では、銀行事務代行業務、信用保証業務、クレジットカード業務、有価証券投資業務、投資ファンドの運営業務を行っております。

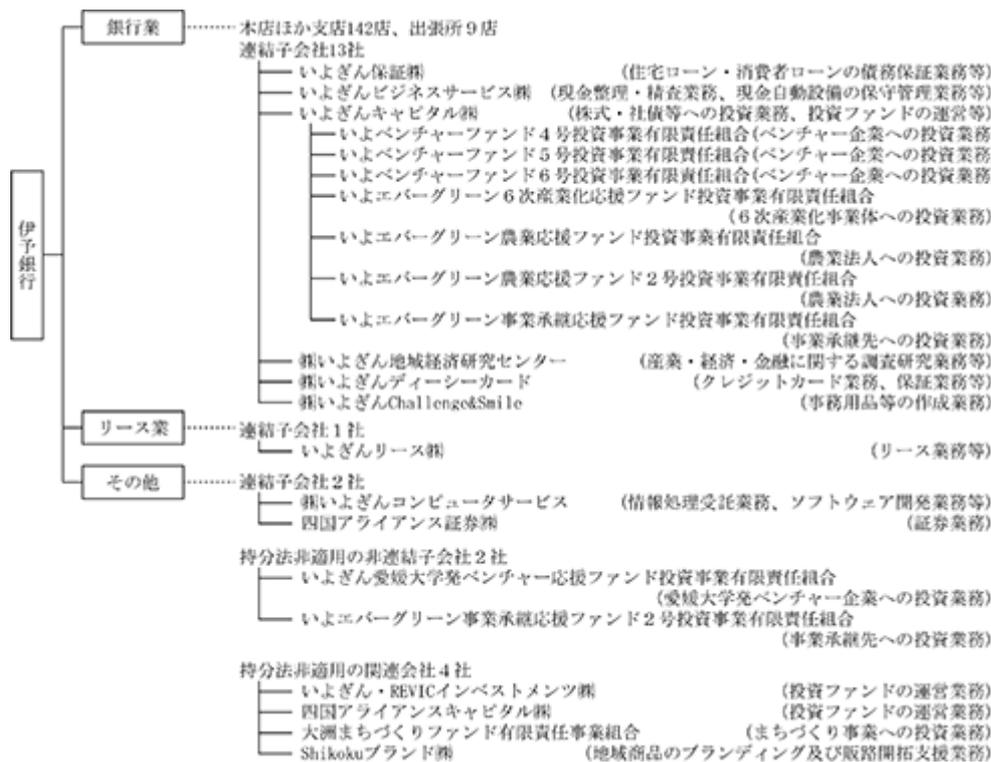
〔リース業〕

連結子会社のいよぎんリース株式会社において、リース業務等を行っております。

〔その他〕

連結子会社の株式会社いよぎんコンピュータサービスにおいて、情報処理受託業務、ソフトウェア開発業務等を、四国アライアンス証券株式会社において、証券業務を行っております。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において関係会社はありませんが、当社の完全子会社となる伊予銀行の関係会社の状況につきましては、前記「第二部 組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する情報 第1 組織再編成、株式交付又は公開買付けの概要 1 組織再編成、株式交付又は公開買付けの目的等」記載の「(2) 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係 提出会社の企業集団の概要 (ロ) 提出会社の企業集団の概要」をご参照ください。

5 【従業員の状況】

(1) 当社

当社は新設会社であるため、未定であります。

(2) 連結会社

当社の完全子会社となる伊予銀行の2022年3月期連結会計年度末日(2022年3月31日)における従業員の状況につきましては以下のとおりであります。

セグメントの名称	2022年3月31日現在			
	銀行業	リース業	その他	合計
従業員数(人)	2,755 〔1,230〕	54 〔16〕	235 〔34〕	3,044 〔1,280〕

(注) 1 従業員数は、執行役員19名及び海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員1,389人を含んでおりません。

2 臨時従業員数は、〔 〕内に年間の平均人員を外書きで記載しております。

(3) 労働組合の状況

当社

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

連結会社

伊予銀行の従業員組合は、伊予銀行従業員組合と称し、組合員数は2022年3月31日現在2,329人です。労使間においては特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる伊予銀行の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等につきましては、同行の有価証券報告書(2021年6月30日提出)をご参照ください。

2 【事業等のリスク】

当社は本届出書提出日現在において設立されておりませんが、当社は本株式移転により伊予銀行の完全親会社となるため、当社の設立後は、本届出書提出日現在における伊予銀行の事業等のリスクが当社グループの事業等のリスクとなり得ることが想定されます。伊予銀行の事業等のリスクを踏まえた当社グループの事業等のリスクは以下のとおりです。

なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載がない限り、本届出書提出日現在において伊予銀行が判断したものです。

(1) 信用リスク

不良債権の状況

国内外の景気動向、不動産価格・株価・為替、当社グループ貸出先の経営状況が大幅に変動する場合には、当社グループの不良債権及び与信関係費用が増加する可能性があります。

貸倒引当金の状況

当社グループでは、貸出先の状況、差し入れられた担保の価値及び見積りに基づいて、貸倒引当金を計上しておりますが、実際の貸倒れが貸倒引当金計上時点における見積りと乖離した場合や、担保価値が下落した場合には、貸倒引当金を積み増さざるを得なくなる可能性があります。

業種別貸出状況

当社グループでは、特定の業種への与信集中を抑制し、リスク分散を徹底することを、与信リスク管理の基本的な考え方としています。当社グループの貸出資産は各業種に分散されているものの、中には、国内外の景気動向等の様々な要因により業況の厳しさが増している業種もあります。こうした環境下、当社グループでは、業種別の貸出審査態勢を強化しておりますが、国内外の景気動向、不動産価格・株価・為替、当社グループ貸出先の経営状況が大幅に変動する場合には、当社グループの不良債権及び与信関係費用が増加する可能性があります。

貸出先への対応

当社グループは、貸出先に債務不履行等が発生した場合においても、回収の効率性・実効性等の観点から、当社グループが債権者として有する法的な権利のすべてを必ずしも実行しない場合があります。また、当社グループがこれらの貸出先に対して追加貸出を行って支援をする可能性もあります。かかる貸出先に対し、追加貸出を行って支援を実施した場合は、貸出残高と与信関係費用が増加する可能性があります。また、現在、「企業再生支援」に積極的に取り組んでいるところではありますが、経営改善計画等が順調に進捗しない場合は、与信関係費用が増加する可能性があります。

権利行使の困難性

当社グループは、不動産価格や有価証券価格の下落等の要因によって、担保権を設定した不動産や有価証券を換金することが困難となる可能性があります。

不良債権問題等に影響しうる他の要因

市場においては、当面政策金利の引上げは予想されていないものの、今後、金利の上昇が発生した場合の影響により、お取引先の金利負担が増加し、財務内容が悪化した場合、当社グループの業績や財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 市場リスク

当社グループの主要な資産、負債は、主要業務である預金、貸出、為替及び有価証券業務等を通じて形成されており、金利や為替レート、株価等が大きく変動した場合には、当社グループの業績及び財政状態が悪化するリスクにさらされています。主なリスクの具体的内容は次のとおりです。

金利リスク

金利リスクとは、貸出取引や有価証券投資等の資金運用と預金等による資金調達とのミスマッチが存在している中で、将来の金利変動などによって資金利益が縮小するリスクや金利が上昇することで保有する債券の価値が下落するリスクを指します。当社グループでは、現状及び将来の金利予想を踏まえ、金利リスクを総合的に管理する態勢を構築し、慎重な運営を行っておりますが、予期せぬ金利変動等によって、当社グループの業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

為替リスク

当社グループが保有する有価証券の一部は、為替レートの変動の影響を受けます。例えば、為替相場が円高に変動した場合、為替ヘッジを行っていない有価証券の価値に悪影響を及ぼす可能性があります。

株価リスク

当社グループは市場性のある株式を保有しています。今後、国内の景気低迷等の要因で全般的かつ大幅に株価が下落した場合には、保有有価証券に減損又は評価損が発生し、当社グループの業績に悪影響を及ぼすとともに、自己資本比率の低下を招く可能性があります。

(3) 流動性リスク

格付低下及び資金調達条件悪化のリスク

当社グループは、当社グループの信用力を背景に資金調達を行っており、当社グループの信用状況の悪化により格付機関が当社グループの格付を引き下げた場合、当社グループの資金調達に悪影響を及ぼす可能性があります。また、本邦金融機関全体の信用度に対する懸念が高まった場合、当社グループの格付は不変であったとしても、当社グループが外国金融機関から資金調達を行う際にリスク・プレミアムを要求される可能性があります。

このような場合、資金調達コストの上昇が、当社グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

市場流動性低下のリスク

金融市場の混乱等により、当社グループが保有する有価証券の市場流動性が著しく低下し、市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされ、保有有価証券の価値が下落する可能性があります。このような場合、保有有価証券の価値の下落が、当社グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) オペレーショナル・リスク

事務リスク

当社グループは、預金・貸出・為替等の業務に加え、証券・信託・金融商品販売・仲介等多様な業務を行っております。これらの業務を遂行するにあたって、役職員が不正確な事務又は不正や過失等に起因する不適切な事務を行った場合、当社グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

システムリスク

当社グループは、預金・貸出・為替等のデータの処理を行うため、各種のコンピュータを保有しており、一部のコンピュータは各種決済機関等の外部のコンピュータと接続されています。当社グループは、常時、システムの安定稼働に努めるとともに、外部からの不正アクセスや情報漏洩の防止、バックアップシステムの構築、回線の二重化等、セキュリティ対策を講じておりますが、万一、重大な障害が発生した場合には、当社グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

法務リスク

当社グループは、事業活動を行う上で、会社法、銀行法、金融商品取引法等の法令の適用を受けております。

当社グループでは、これらの法令に加え、社会規範を遵守するようコンプライアンスの徹底を経営の最重要課題の一つとして取り組んでおります。しかしながら、これらの法令等を遵守できなかった場合には、当社グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。また、これらの法令が将来において変更・廃止され、あるいは、新たな法令が設けられる可能性があり、その内容によっては、当社グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

人的リスク

当社グループは、給与・手当・解雇等に関する人事運営上の諸問題の発生やセクシャルハラスメント等の差別的行為を未然に防止するために、適切な労務管理とコンプライアンスの徹底に努めておりますが、これらに関連する重大な訴訟等が発生した場合には、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

有形資産リスク

当社グループは、営業拠点や社宅等として有形資産を所有していますが、当該有形資産が地震・台風等の自然災害やその他の外的要因により毀損した場合には、業務の運営に支障をきたし、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(5) レピュテーションリスク

当社グループの事業は、地域の皆さま、お取引先並びに市場関係者からの信用によって成り立っております。当社グループに関する風評・風説については、対策要領を制定し役職員に徹底する等、その防止策・対応策を講じておりますが、当社グループに関する事実と異なる風評・風説が、口伝にて、あるいはインターネット・マスコミ等の媒体を通じて世間に拡散した場合には、当社グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(6) 自己資本比率に関するリスク

当社グループは、海外に営業拠点を有しておりますので、銀行法第52条の25及び銀行法第14条の2の規定等に基づき、連結及び単体の自己資本比率をバーゼル基準に定める比率以上に維持しなければなりません。この基準が維持できない場合は早期是正措置が発動され、監督当局から業務の全部又は一部停止等を含む様々な命令を受けることとなります。

当社グループの連結自己資本比率(国際統一基準)が大きく低下する可能性としては、以下のようなことが複合的に発生する場合があります。

- ・ 経済環境の悪化等に伴う不良債権処理の増加により、自己資本が著しく毀損する場合
- ・ 株価や金利の変動に伴い、当社グループの保有する有価証券の評価益が大きく減少する場合
- ・ 予想デフォルト率の上昇や与信ポートフォリオの構成変化、又はデフォルト債権の増加等によって所要資本額(期待損失あるいは非期待損失)が増加する場合

(7) 新型コロナウイルス感染症に関するリスク

当社グループでは新型コロナウイルス感染症拡大に対して、お客さまや役職員の健康と安全に配慮しつつ、在宅勤務や交替勤務の実施、昼時間休業の導入等により業務継続体制を整えております。しかしながら、感染拡大リスクの高まりや収束までの期間の長期化により、国内外の景気動向、不動産価格・株価・為替、当社グループ貸出先の経営状況が大幅に変動する場合には、当社グループの業績や財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(8) その他のリスク

業務範囲の拡大に伴うリスク

規制緩和の進展等に伴い、今後当社グループが従来の伝統的な銀行業務以外の分野に業務範囲を拡大することが予想されます。業務範囲を拡大した場合、当該業務に関するリスクについて全く経験がないか、又は限定的な経験しか有していないことがあるため、新しく複雑なリスクにさらされることとなります。また、業務範囲の拡大に際しては、十分な市場調査や収支予想に基づき取り組みますが、競争状況又は市場環境によっては、業務範囲の拡大が当初想定していた成果を得られない可能性があります。

競争に関するリスク

近年は、従来の伝統的な銀行業務である預貸金業務のみならず、各種商品サービス等を含めた広範な分野において、他業態・他業種との競争が激しさを増しております。当社グループがこうした競争的な事業環境下において競争優位を得られない場合、投資やコストの回収ができず、当社グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

繰延税金資産に関するリスク

伊予銀行の繰延税金資産は、現時点では回収可能性に全く問題ありません。しかしながら、今後多額の有税での不良債権処理が発生し、課税所得も大きく減少した場合、繰延税金資産の計上が制限され、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

年金債務に関するリスク

当社グループの年金資産の時価が下落した場合、当社グループの年金資産の運用利回りが低下した場合、又は退職給付債務を計算する前提の基礎率に変更があった場合には、費用負担が発生する可能性があります。また、年金制度の改定により過去勤務費用が発生し、その償却のため費用負担が発生する可能性があります。

所有不動産に関するリスク

当社グループは、営業拠点や社宅等として不動産を所有していますが、当該不動産の価値・価格が下落した場合には減損が生じ、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

個人情報等の漏洩に関するリスク

当社グループは、法人・個人のお客さまに関する様々な情報を多数保有しております。これらの情報管理については管理態勢を整備のうえ、管理基準及び事務手続を制定し、研修等を通じて役職員に徹底するとともに、コンピュータのセキュリティ体制の構築、業務委託先からの漏洩リスクの排除等の対策を講じておりますが、万一、情報が外部に漏洩した場合には、当社グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

災害リスク

当社グループは愛媛県を中心に事業を展開しており、お取引先、当社グループの人材、営業店舗及び事務センター等の施設は愛媛県に集中しております。当社グループでは、災害等の緊急事態に備え「業務継続計画」を策定し、緊急時の業務や復旧目標、業務継続手段等を定めております。また、施設等への各種災害対策や定期的な訓練を行うなど、人的・物的被害の回避・軽減に努めております。しかしながら、今後、愛媛県を含む広域に南海トラフ地震等の大規模地震が発生した場合はもちろんのこと、愛媛県を中心とする局地的な災害等が発生した場合には、地域経済及び当社グループの人材・施設に甚大な被害が及ぶ可能性があり、その結果、当社グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

デリバティブ取引に係るリスク

当社グループが利用しているデリバティブ取引は、通貨、金利等が変動することによる市場リスクと、取引相手先の契約不履行による信用リスクを有しております。

持株会社体制への移行に関するリスク

伊予銀行は2022年10月に当社を設立する予定であります。今後、本件に関して予期せぬ損失及び費用が発生した場合、当社グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる伊予銀行の経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析につきましては、同行の有価証券報告書(2021年6月30日提出)及び四半期報告書(2021年8月12日、2021年11月17日及び2022年2月10日提出)をご参照ください。

4 【経営上の重要な契約等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる伊予銀行の経営上の重要な契約等につきましては、同行の有価証券報告書(2021年6月30日提出)及び四半期報告書(2021年8月12日、2021年11月17日及び2022年2月10日提出)をご参照ください。

また、本株式移転に係る株式移転計画、株式移転の目的、条件等につきましては、前記「第二部 組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する情報 第1 組織再編成、株式交付又は公開買付けの概要 3 組織再編成、株式交付又は公開買付けに係る契約等」をご参照ください。

5 【研究開発活動】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる伊予銀行においても、該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

(1) 当社

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結会社

当社の完全子会社となる伊予銀行の設備投資等の概要につきましては、同行の有価証券報告書(2021年6月30日提出)をご参照ください。

2 【主要な設備の状況】

(1) 当社

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結会社

当社の完全子会社となる伊予銀行の主要な設備の状況につきましては、同行の有価証券報告書(2021年6月30日提出)をご参照ください。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 当社

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結会社

当社の完全子会社となる伊予銀行の設備の新設、除却等の計画につきましては、同行の有価証券報告書(2021年6月30日提出)をご参照ください。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

2022年10月3日時点の当社の状況は以下のとおりとなる予定であります。

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	600,000,000
計	600,000,000

【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	317,998,884 (注) 1、2、3	東京証券取引所プライム市場	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。 普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。(注) 4
計	317,998,884		

(注) 1 普通株式は、銀行法その他の法令に定める関係官庁の許認可等を条件として、本株式移転に伴い発行する予定です。

2 伊予銀行の発行済株式総数323,775,366株(2022年3月31日時点)に基づいて記載しており、実際に株式移転設立完全親会社(持株会社)となる当社が交付する新株式数は変動することがあります。伊予銀行は、本株式移転の効力発生日までに、現時点で保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、伊予銀行が2022年3月31日時点で保有する自己株式である普通株式5,776,482株については、上記算出において、新株式交付の対象から除外しております。また、伊予銀行の株主の皆さまから株式買取請求権の行使がなされた場合等、伊予銀行の2022年3月31日時点における自己株式数が基準時までに変動した場合は、当社が交付する新株式数が変動することがあります。

3 伊予銀行は、当社の普通株式について、東京証券取引所に新規上場申請を行う予定です。

4 振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋兜町7番1号

(2) 【新株予約権等の状況】

伊予銀行が発行した新株予約権は、本株式移転効力発生日をもって消滅し、同日当該新株予約権の新株予約権者に対してこれに代わる当社の新株予約権を交付いたします。当社が交付する新株予約権の内容は以下のとおりであります。

【ストックオプション制度の内容】

株式会社いよぎんホールディングス第1回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (2022年10月3日)
決議年月日	2011年6月29日 (注) 1
付与対象者の区分及び人数	伊予銀行取締役17名 (注) 2
新株予約権の数	215個 (注) 3
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 (注) 4
新株予約権の目的となる株式の数	21,500株 (注) 5
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円 (注) 6
新株予約権の行使期間	2022年10月3日から2041年7月15日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 705円 (注) 7、8 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	本株式移転計画別紙2 - - 2の9.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本株式移転計画別紙2 - - 2の10.をご参照ください。

(注) 1 株式会社伊予銀行第1回新株予約権の決議年月日です。

2 株式会社伊予銀行第1回新株予約権の決議当時の付与対象者の区分及び人数であります。

3 本届出書提出日(2022年5月31日)現在の株式会社伊予銀行第1回新株予約権の個数です。本株式移転に際して、当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、当社の株式会社いよぎんホールディングス第1回新株予約権1個を交付します。ただし、株式会社伊予銀行第1回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。

4 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。

5 (注) 3と同じ理由により変動する可能性があります。

6 本株式移転計画別紙2 - - 2の3.をご参照ください。

7 本株式移転計画別紙2 - - 2の5.をご参照ください。

8 伊予銀行において発行した当時の新株予約権の発行価額を用いて算出しております。

株式会社いよぎんホールディングス第2回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (2022年10月3日)
決議年月日	2012年6月28日 (注)1
付与対象者の区分及び人数	伊予銀行取締役17名 (注)2
新株予約権の数	316個 (注)3
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 (注)4
新株予約権の目的となる株式の数	31,600株 (注)5
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円 (注)6
新株予約権の行使期間	2022年10月3日から2042年7月17日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 551円 (注)7、8 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	本株式移転計画別紙2 - - 2の9.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本株式移転計画別紙2 - - 2の10.をご参照ください。

- (注) 1 株式会社伊予銀行第2回新株予約権の決議年月日です。
- 2 株式会社伊予銀行第2回新株予約権の決議当時の付与対象者の区分及び人数であります。
- 3 本届出書提出日(2022年5月31日)現在の株式会社伊予銀行第2回新株予約権の個数です。本株式移転に際して、当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、当社の株式会社いよぎんホールディングス第2回新株予約権1個を交付します。ただし、株式会社伊予銀行第2回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。
- 4 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。
- 5 (注)3と同じ理由により変動する可能性があります。
- 6 本株式移転計画別紙2 - - 2の3.をご参照ください。
- 7 本株式移転計画別紙2 - - 2の5.をご参照ください。
- 8 伊予銀行において発行した当時の新株予約権の発行価額を用いて算出しております。

株式会社いよぎんホールディングス第3回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (2022年10月3日)
決議年月日	2013年6月27日 (注)1
付与対象者の区分及び人数	伊予銀行取締役18名 (注)2
新株予約権の数	215個 (注)3
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 (注)4
新株予約権の目的となる株式の数	21,500株 (注)5
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円 (注)6
新株予約権の行使期間	2022年10月3日から2043年7月16日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 919円 (注)7、8 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	本株式移転計画別紙2 - - 2の9.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本株式移転計画別紙2 - - 2の10.をご参照ください。

- (注) 1 株式会社伊予銀行第3回新株予約権の決議年月日です。
- 2 株式会社伊予銀行第3回新株予約権の決議当時の付与対象者の区分及び人数であります。
- 3 本届出書提出日(2022年5月31日)現在の株式会社伊予銀行第3回新株予約権の個数です。本株式移転に際して、当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、当社の株式会社いよぎんホールディングス第3回新株予約権1個を交付します。ただし、株式会社伊予銀行第3回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。
- 4 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。
- 5 (注)3と同じ理由により変動する可能性があります。
- 6 本株式移転計画別紙2 - - 2の3.をご参照ください。
- 7 本株式移転計画別紙2 - - 2の5.をご参照ください。
- 8 伊予銀行において発行した当時の新株予約権の発行価額を用いて算出しております。

株式会社いよぎんホールディングス第4回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (2022年10月3日)
決議年月日	2014年6月27日 (注)1
付与対象者の区分及び人数	伊予銀行取締役 16名 伊予銀行執行役員 4名 (注)2
新株予約権の数	294個 (注)3
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 (注)4
新株予約権の目的となる株式の数	29,400株 (注)5
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円 (注)6
新株予約権の行使期間	2022年10月3日から2044年7月16日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 990円 (注)7、8 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	本株式移転計画別紙2 - - 2の9.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本株式移転計画別紙2 - - 2の10.をご参照ください。

- (注) 1 株式会社伊予銀行第4回新株予約権の決議年月日です。
- 2 株式会社伊予銀行第4回新株予約権の決議当時の付与対象者の区分及び人数であります。
- 3 本届出書提出日(2022年5月31日)現在の株式会社伊予銀行第4回新株予約権の個数です。本株式移転に際して、当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、当社の株式会社いよぎんホールディングス第4回新株予約権1個を交付します。ただし、株式会社伊予銀行第4回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。
- 4 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。
- 5 (注)3と同じ理由により変動する可能性があります。
- 6 本株式移転計画別紙2 - - 2の3.をご参照ください。
- 7 本株式移転計画別紙2 - - 2の5.をご参照ください。
- 8 伊予銀行において発行した当時の新株予約権の発行価額を用いて算出しております。

株式会社いよぎんホールディングス第5回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (2022年10月3日)
決議年月日	2015年6月26日 (注) 1
付与対象者の区分及び人数	伊予銀行取締役 7名 (監査等委員である取締役を除く。) 伊予銀行執行役員 14名 (注) 2
新株予約権の数	243個 (注) 3
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 (注) 4
新株予約権の目的となる株式の数	24,300株 (注) 5
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円 (注) 6
新株予約権の行使期間	2022年10月3日から2045年7月15日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,474円 (注) 7、8 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	本株式移転計画別紙2 - - 2の9.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本株式移転計画別紙2 - - 2の10.をご参照ください。

(注) 1 株式会社伊予銀行第5回新株予約権の決議年月日です。

2 株式会社伊予銀行第5回新株予約権の決議当時の付与対象者の区分及び人数であります。

3 本届出書提出日(2022年5月31日)現在の株式会社伊予銀行第5回新株予約権の個数です。本株式移転に際して、当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、当社の株式会社いよぎんホールディングス第5回新株予約権1個を交付します。ただし、株式会社伊予銀行第5回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。

4 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。

(注) 3と同じ理由により変動する可能性があります。

6 本株式移転計画別紙2 - - 2の3.をご参照ください。

7 本株式移転計画別紙2 - - 2の5.をご参照ください。

8 伊予銀行において発行した当時の新株予約権の発行価額を用いて算出しております。

株式会社いよぎんホールディングス第6回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (2022年10月3日)
決議年月日	2016年6月29日 (注) 1
付与対象者の区分及び人数	伊予銀行取締役 7名 (監査等委員である取締役を除く。) 伊予銀行執行役員 15名 (注) 2
新株予約権の数	605個 (注) 3
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 (注) 4
新株予約権の目的となる株式の数	60,500株 (注) 5
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円 (注) 6
新株予約権の行使期間	2022年10月3日から2046年7月15日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 602円 (注) 7、8 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	本株式移転計画別紙2 - - 2の9.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本株式移転計画別紙2 - - 2の10.をご参照ください。

(注) 1 株式会社伊予銀行第6回新株予約権の決議年月日です。

2 株式会社伊予銀行第6回新株予約権の決議当時の付与対象者の区分及び人数であります。

3 本届出書提出日(2022年5月31日)現在の株式会社伊予銀行第6回新株予約権の個数です。本株式移転に際して、当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、当社の株式会社いよぎんホールディングス第6回新株予約権1個を交付します。ただし、株式会社伊予銀行第6回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。

4 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。

(注) 3と同じ理由により変動する可能性があります。

6 本株式移転計画別紙2 - - 2の3.をご参照ください。

7 本株式移転計画別紙2 - - 2の5.をご参照ください。

8 伊予銀行において発行した当時の新株予約権の発行価額を用いて算出しております。

株式会社いよぎんホールディングス第7回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (2022年10月3日)
決議年月日	2017年6月29日 (注) 1
付与対象者の区分及び人数	伊予銀行取締役 8名 (監査等委員である取締役を除く。) 伊予銀行執行役員 12名 (注) 2
新株予約権の数	630個 (注) 3
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 (注) 4
新株予約権の目的となる株式の数	63,000株 (注) 5
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円 (注) 6
新株予約権の行使期間	2022年10月3日から2047年7月14日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 868円 (注) 7、8 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	本株式移転計画別紙2 - - 2の9.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本株式移転計画別紙2 - - 2の10.をご参照ください。

- (注) 1 株式会社伊予銀行第7回新株予約権の決議年月日です。
- 2 株式会社伊予銀行第7回新株予約権の決議当時の付与対象者の区分及び人数であります。
- 3 本届出書提出日(2022年5月31日)現在の株式会社伊予銀行第7回新株予約権の個数です。本株式移転に際して、当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、当社の株式会社いよぎんホールディングス第7回新株予約権1個を交付します。ただし、株式会社伊予銀行第7回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。
- 4 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。
- 5 (注) 3と同じ理由により変動する可能性があります。
- 6 本株式移転計画別紙2 - - 2の3.をご参照ください。
- 7 本株式移転計画別紙2 - - 2の5.をご参照ください。
- 8 伊予銀行において発行した当時の新株予約権の発行価額を用いて算出しております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

2022年10月3日現在の当社の発行済株式総数、資本金等は以下のとおりとなる予定であります。

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2022年10月3日	普通株式 317,998,884 (予定)	普通株式 317,998,884 (予定)	20,000	20,000	5,000	5,000

(注) 2022年3月31日時点における伊予銀行の発行済株式総数に基づいて記載しております。ただし、本株式移転の効力発生に先立ち、伊予銀行の発行済株式総数が変化した場合には、当社が交付する上記新株式数は変動いたします。なお、伊予銀行は、本株式移転の効力発生日までに、現時点で保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式を消却する予定であるため、伊予銀行の2022年3月31日時点における自己株式数(5,776,482株)は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。また、伊予銀行の株主の皆さまから株式買取請求権の行使がなされた場合等、伊予銀行の2022年3月31日時点における自己株式数が基準時までに変動した場合は、当社が交付する新株式数が変動することがあります。

(4) 【所有者別状況】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において所有者はおりません。

なお、当社の完全子会社となる伊予銀行の2022年3月31日現在の所有者別状況は、以下のとおりであります。

2022年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	2	55	26	1,147	189	35	24,949	26,403	
所有株式数 (単元)	8,019	1,251,189	44,218	933,408	340,620	387	656,687	3,234,528	322,566
所有株式数 の割合(%)	0.25	38.68	1.37	28.86	10.53	0.01	20.30	100.00	

(注) 1 自己株式5,776,482株は「個人その他」に57,764単元、「単元未満株式の状況」に82株含まれております。

(5) 【議決権の状況】

【発行済株式】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において所有者はありません。

なお、当社の完全子会社となる伊予銀行の2022年3月31日現在の議決権の状況は、以下のとおりであります。

2022年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 5,776,400		
完全議決権株式(その他)	普通株式 317,676,400	3,176,764	
単元未満株式	普通株式 322,566		
発行済株式総数	323,775,366		
総株主の議決権		3,176,764	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株式報酬制度に係る信託が保有する伊予銀行株式1,186,500株(議決権11,865個)が含まれております。なお、当該議決権11,865個は、議決権不行使となっております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、伊予銀行所有の自己株式が82株含まれております。

【自己株式等】

当社は、本株式移転により設立されるため、本株式移転効力発生日である2022年10月3日時点において、当社の自己株式を保有していません。

なお、当社の完全子会社となる伊予銀行の2022年3月31日現在の自己株式については、以下のとおりであります。

2022年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社伊予銀行	愛媛県松山市南堀端町1 番地	5,776,400		5,776,400	1.78
計		5,776,400		5,776,400	1.78

(注) 株式報酬制度に係る信託が保有する伊予銀行株式1,186,500株は、上記自己株式に含まれていません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

3 【配当政策】

配当の基本的な方針、毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針、内部留保資金の用途につきましては、当社が新設会社であるため、未定であります。

また、最近事業年度の配当決定に当たっての考え方につきましては、当社は本株式移転により2022年10月3日に設立予定であるため、本届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、該当事項はありません。

配当の決定機関につきましては、当社は、「法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって会社法第459条第1項各号に掲げる事項を決定することができる」旨を定款に定める予定であります。

当社の剰余金の配当の基準日は、期末配当については毎年3月31日、中間配当については毎年9月30日とする旨を定款で定める予定であります。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

当社は、いわゆるテクニカル上場により東京証券取引所プライム市場に上場する予定であり、本株式移転により当社の完全子会社となる伊予銀行と同水準もしくはそれ以上のコーポレート・ガバナンスを構築していく予定です。

なお、当社の完全子会社となる伊予銀行のコーポレート・ガバナンスの状況については、同行の有価証券報告書(2021年6月30日提出)をご参照ください。

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主さま、お客さま、地域の皆さま及び従業員等のゆるぎない信頼を確立し、社会的責任を果たしつつ、企業価値及び経営の健全性向上を図ることを目的に、コーポレート・ガバナンスを経営上の最優先課題の一つとして、その強化・充実に取り組んでまいります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、銀行持株会社として、子銀行を含めた子会社を管理・監督するとともに、人財をはじめとした経営資源配分の最適化を図ることで、グループとしての経営管理機能の強化によるグループガバナンスの高度化を図ってまいります。

伊予銀行では、2015年に地方銀行では最初に「監査等委員会設置会社」への移行を表明し、執行と監督の分離を図るなど、これまでもガバナンス強化と迅速な意思決定に取り組んでまいりました。

当社においても、「監査等委員会設置会社」を採用する予定であり、取締役会は意思決定機能のみならず、より監査・監督機能を強化してまいります。具体的には、業務執行取締役と監査等委員である取締役をそれぞれ選任することで、監査等委員によるグループ全体の経営管理に対する監査態勢、業務執行取締役に対する監督態勢を強化します。

取締役会は、取締役会長が議長を務め、取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名及び監査等委員である取締役4名(うち社外取締役3名)で構成され、重要な事項について審議するとともに持株会社の業務執行状況について監督します。

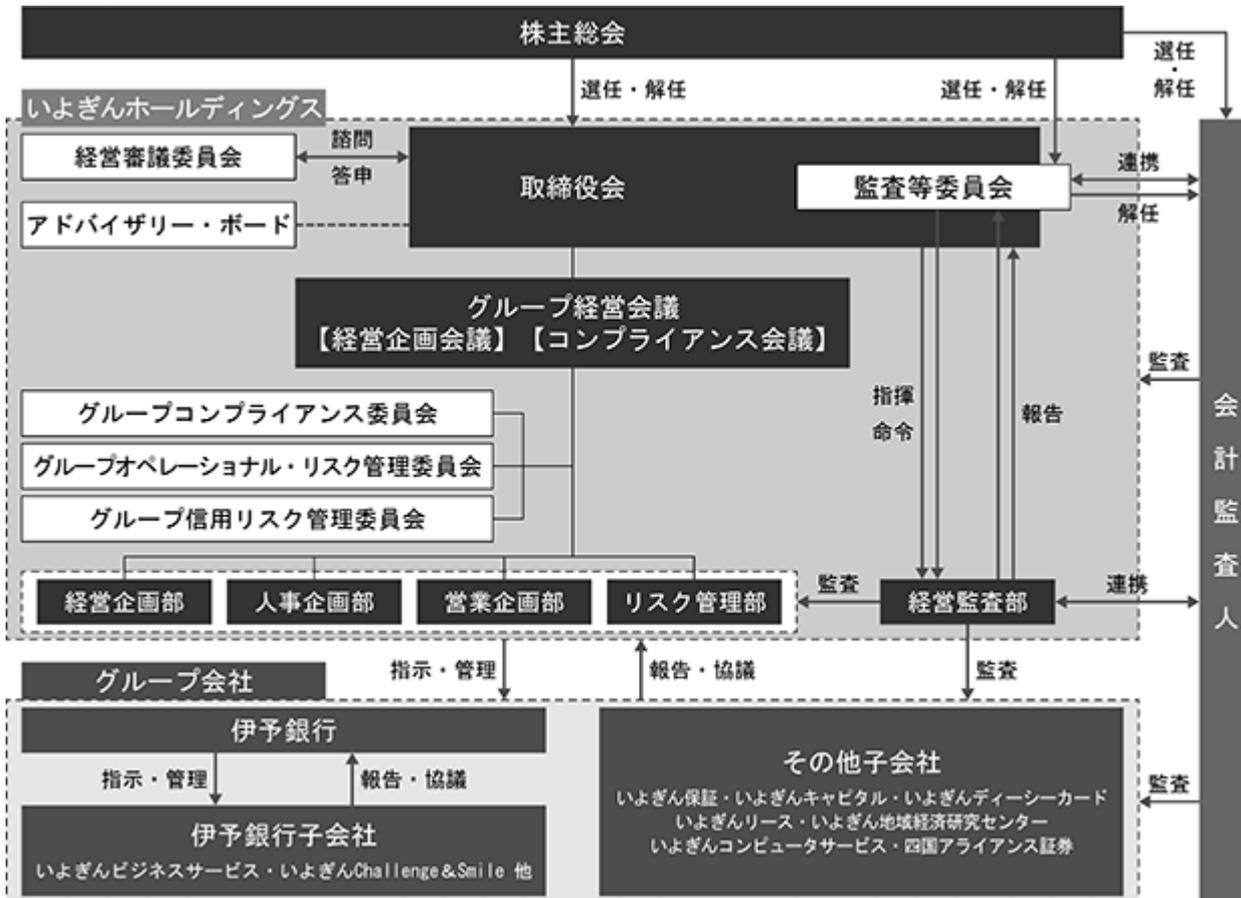
グループ経営会議は、取締役社長が議長を務め、取締役会の基本方針に基づき、業務執行に関する重要事項を協議する場として取締役社長の業務執行を補佐します。併せて、重要な業務執行を取締役社長に委任することで、意思決定の迅速化を図ります。

これらにより、経営の執行と監督の役割分担をより明確にした体制といたします。

社外取締役については、監査等委員3名を選任する予定であります。コーポレートガバナンス・コードに則り、独立性及び多様性を確保します。

また、取締役会諮問機関として、監査等委員会の委員長を議長とする経営審議委員会を設置します。経営審議委員の過半を社外委員で構成することで透明性及び公平性を確保し、独立社外取締役からの適切な関与・助言を得る体制とします。

(参考)コーポレート・ガバナンス体制図



内部統制システム及びリスク管理体制の整備の状況

イ 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、持株会社及びグループ会社の実効性あるコンプライアンス態勢を確立するため、「倫理・コンプライアンス基本方針」、「法令等遵守規程」等を制定し、グループ役員に周知します。

また、「グループ経営会議（コンプライアンス会議）」において、グループ会社のコンプライアンス状況を評価し、定期的に取り締役に報告する体制を構築する予定です。

ロ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、「取締役会規程」等を制定する予定であり、取締役の職務の執行に係る情報を適切に保存及び管理する体制を構築する予定です。

ハ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、持株会社及びグループ会社の業務の健全性及び適切性を確保するため、「統合的リスク管理方針」「統合的リスク管理規程」「業務継続方針」「業務継続管理規程」「自己資本管理方針」「自己資本管理規程」等の関係諸規程を制定し、グループ役員に周知し、リスク管理態勢の強化を図っていく予定です。

ニ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、「グループ経営会議規程」を制定し、グループ経営会議において、取締役会の委任に基づき、取締役会で決議された基本方針等に基づいてグループ会社の業務執行の状況を把握し、必要に応じて指導及び助言を含めた経営管理を行います。グループ会社の適切な経営管理態勢の構築を図るとともに、それらに対する経営指導、管理及び監督を行うことで、グループ会社を実効的、効率的かつ適切に管理する予定です。

ホ 当社並びに子会社等からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「グループ管理規程」を制定し、グループの健全な業務運営及びグループ会社間取引の適切性を確保する体制を整備する予定です。

- へ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
当社は、監査等委員会の職務を補助する組織として監査等委員会室を設置し、その職務を補助する職員を配置する予定です。
- ト 監査等委員でない取締役・使用人並びに子会社等の取締役・監査役等の者、及びこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制
当社は、持株会社及びグループ会社の役職員が法令等遵守に関する問題等があることを発見したときの監査等委員会への報告体制を整備する予定です。
- チ 監査等委員会に前項の報告をした者が、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、「報告・相談規程」を制定し、通報者の適切な保護について定める予定です。
- リ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続き並びにその他の職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、関係諸規程を制定し、監査等委員の職務の執行に係る予算措置・経費の取扱いについて、会社法の趣旨を踏まえて適切に対応する予定です。
- ヌ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社は、新設会社であるため、その他の事項については未定ですが、関係諸規程にて監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備する予定です。

責任限定契約の締結

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定める予定です。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする予定です。

取締役に関する事項

当社の監査等委員である取締役以外の取締役は10名以内、監査等委員である取締役は7名以内とする旨を定款に定める予定です。また、当社は取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款に定める予定であります。

取締役会で決議できる株主総会決議事項

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定める予定です。これは、機動的な資本政策の遂行を目的とするものです。

また、当社は、剰余金の配当その他会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により行うことができる旨を定款に定める予定であります。これは、株主への安定的な利益還元を目的とするものです。

株主総会の特別決議

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定める予定です。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものです。

その他の事項

その他の事項につきましては、当社は新設会社であるため、未定です。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

2022年10月3日に就任予定の当社役員の状況は以下のとおりです。

男性6名 女性2名(役員のうち女性の比率25%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	(1) 所有する伊予銀行の普通株式数 (2) 割り当てられる当社の普通株式数
取締役会長	大塚 岩男	1952年4月7日生	1976年4月 2007年6月 2008年6月 2010年6月 2011年6月 2012年6月 2020年4月 2021年4月	株式会社伊予銀行入行 同 取締役人事部長 同 取締役本店営業部長 同 常務取締役営業本部長 同 代表取締役専務 同 代表取締役頭取 同 代表取締役会長 同 取締役会長(現職)	(注) 2	(1)28,270株 (2)28,270株
(代表取締役) 取締役社長	三好 賢治	1959年12月18日生	1982年4月 2014年6月 2015年6月 2016年6月 2017年6月 2019年6月 2020年4月	株式会社伊予銀行入行 同 執行役員総合企画部長 兼総合企画部関連事業室長 兼総合企画部ICT戦略室長 同 常務執行役員総合企画部長 兼総合企画部関連事業室長 兼総合企画部ICT戦略室長 同 常務執行役員営業本部副本部長 同 常務取締役 同 代表取締役専務 同 代表取締役頭取(現職)	(注) 2	(1)22,400株 (2)22,400株
(代表取締役) 取締役専務執行役員	長田 浩	1963年1月22日生	1987年4月 2017年6月 2019年6月 2021年6月	株式会社伊予銀行入行 同 執行役員総合企画部長 兼総合企画部関連事業室長 同 常務執行役員総合企画部長 兼総合企画部関連事業室長 同 常務取締役(現職)	(注) 2	(1)10,303株 (2)10,303株
取締役常務執行役員	山本 憲世	1962年12月26日生	1985年4月 2015年6月 2017年6月 2018年8月 2020年6月 2021年6月	株式会社伊予銀行入行 同 執行役員八幡浜グループ長 兼八幡浜支店長 同 常務執行役員営業本部副本部長 兼営業戦略部長兼営業戦略部 ビジネスサポートセンター長 同 常務執行役員本店営業部長 同 常務取締役営業本部長 同 常務取締役(現職)	(注) 2	(1)16,600株 (2)16,600株
取締役 (監査等委員)	竹内 哲夫	1957年7月18日生	1980年4月 2011年6月 2015年6月 2016年6月 2020年6月 2021年4月 2021年6月	株式会社伊予銀行入行 同 取締役システム部長 同 常務執行役員システム部長 同 常務取締役CIO 同 専務取締役CIO 同 専務取締役 同 取締役監査等委員(現職)	(注) 3	(1)81,800株 (2)81,800株
取締役 (監査等委員)	三好 潤子	1947年12月8日生	1986年10月 1987年8月 1990年10月 2016年6月 2018年6月	アピリティーセンター株式会社入社 同 代表取締役専務 同 代表取締役社長 株式会社伊予銀行取締役 監査等委員(現職) アピリティーセンター株式会社 社長(現職)	(注) 3	(1)10,100株 (2)10,100株

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	(1) 所有する伊予銀行の普通株式数 (2) 割り当てられる当社の普通株式数
取締役 (監査等委員)	上甲 啓二	1950年2月3日生	1968年4月 2006年4月 2008年4月 2010年4月 2010年12月 2012年4月 2014年8月 2015年6月 2015年6月 2019年3月 2019年6月	愛媛県庁入庁 愛媛県経済労働部長 愛媛県農林水産部長 愛媛県参与 愛媛県知事補佐官 愛媛県副知事 愛媛県特別参与 愛媛県信用保証協会会長 同 協会会長退任 株式会社伊予銀行取締役監査等委員(現職)	(注) 3	(1)1,000株 (2)1,000株
取締役 (監査等委員)	野間 自子	1959年5月27日生	1986年4月 1986年4月 1992年11月 1995年1月 1999年2月 2002年6月 2008年6月 2017年4月 2018年3月 2021年6月	弁護士登録 早川総合法律事務所入所(現 東京平河法律事務所・コスモ法律事務所) さくら共同法律事務所入所 大島総合法律事務所入所 三宅坂総合法律事務所パートナー(現職) 日本オラル株式会社監査役 同 監査役退任 日本知的財産仲裁センター長 同 センター長退任 株式会社伊予銀行取締役監査等委員(現職)	(注) 3	(1)800株 (2)800株

- (注) 1 取締役の三好潤子氏、上甲啓二氏及び野間自子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 2 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、2022年10月3日より、2023年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
- 3 監査等委員である取締役の任期は、2022年10月3日より、2024年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
- 4 所有する伊予銀行の普通株式数は、2022年3月31日現在の所有状況に基づき記載しており、また割り当てられる当社の普通株式数は、当該所有状況に基づき、株式移転比率を勘案して記載しております。よって、実際に割り当てられる当社の普通株式数は、当社の設立日の直前まで所有状況に応じて変動することがあります。
- 5 役職名は、本届出書提出日現在において予定されている役職名を記載しております。

社外役員の状況

当社の社外取締役は3名の予定であります。

社外取締役との人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係並びに当該社外取締役が当社の企業統治において果たす機能及び役割については、以下に記載のとおりです。

社外取締役氏名	人的関係、資本的关系又は取引関係 その他の利害関係	企業統治において果たす機能及び役割
三好 潤子	<p>1. 資本的关系(社外取締役による当社株式の保有)については「役員一覧」に記載のとおりです。</p> <p>2. 人的関係、取引関係その他の利害関係について、三好潤子氏はアピリティーセンター株式会社の会長であり、当社会社である伊予銀行と当社との間で経常的な金融取引を行っております。また、当社グループは同社との間に人材派遣契約を締結しておりますが、取引額は伊予銀行の売上高及び経常利益の2%未満であります。</p>	<p>1. アピリティーセンター株式会社の経営に長年携わるなど、企業経営に関する豊富な経験と高い見識を有しており、伊予銀行の取締役会等においても積極的にご提言いただくことで建設的な議論及び実効性の向上に寄与していただくなど、社外取締役として業務執行に対する監督等の役割を適切に果たしていただいております。</p> <p>2. 上記の理由から、今後も特に経営戦略、リスク管理及びダイバーシティ推進の観点からの適切な監督や有益な助言等によってグループの中長期的な企業価値の向上に貢献いただくことを期待しております。</p>
上甲 啓二	<p>資本的关系(社外取締役による当社株式の保有)については「役員一覧」に記載のとおりです。人的関係、取引関係その他の利害関係が生じる予定はありません。</p>	<p>1. 愛媛県副知事をはじめとする行政分野における要職を歴任するなど、組織運営及び地方行政に関する豊富な経験と高い見識を有しており、伊予銀行の取締役会等においても積極的にご提言いただくことで建設的な議論及び実効性の向上に寄与していただくなど、社外取締役として業務執行に対する監督等の役割を適切に果たしていただいております。</p> <p>2. 社外役員への就任以外の方法で企業経営に関与した経験はありませんが、上記の理由から、今後も特にガバナンスの強化及び地域振興の観点からの適切な監督や有益な助言等によってグループの中長期的な企業価値の向上に貢献いただくことを期待しております。</p>
野間 自子	<p>資本的关系(社外取締役による当社株式の保有)については「役員一覧」に記載のとおりです。人的関係、取引関係その他の利害関係が生じる予定はありません。</p>	<p>1. 弁護士としての豊富な経験と高い見識及び企業法務における高度な専門性を有しており、伊予銀行の取締役会等においても積極的にご提言いただくことで建設的な議論及び実効性の向上に寄与していただくなど、社外取締役として業務執行に対する監督等の役割を適切に果たしていただいております。</p> <p>2. 社外役員への就任以外の方法で企業経営に関与した経験はありませんが、上記の理由から、特に法令遵守及びダイバーシティ推進の観点からの適切な監督や有益な助言等によってグループの中長期的な企業価値の向上に貢献いただくことを期待しております。</p>

また、当社の完全子会社となる伊予銀行では、社外役員を選任するための伊予銀行からの独立性に関する基準として、東京証券取引所が定める独立性基準に加え、伊予銀行の「独立性判断基準」を定めており、独立性を確保しつつ職務を適切に遂行できる人物を社外取締役として選任しています。当社においても同様な考え方で社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針を定める予定です。

なお、当社の取締役の3分の1以上は独立社外取締役とする考えであり、その考えに沿って選任する予定です。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会による監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社の社外取締役3名は全員が監査等委員であり、監査等委員会において取締役(監査等委員である取締役を除く。)の選任等及び報酬等についての意見を決定することなどを通じて、取締役の監督機能の一部を担う予定です。また、社外取締役を含む各監査等委員である取締役は、内部監査部門又は会計監査人と積極的に意見及び情報の交換を行うなど、緊密な連携を図り、効率的な監査の実施に努めて参ります。

加えて、各監査等委員である取締役は、内部統制部門から、定期的又は随時に報告を受け、必要に応じて説明を求め、又は助言、勧告を行うなど内部統制システムの整備・強化に努めて参ります。

(3) 【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる伊予銀行の監査等委員会は、常勤の監査等委員1名、監査等委員である社外取締役5名の6名で構成されております。

監査等委員会は、常勤の監査等委員が委員長を務め、内部監査部門への指揮命令や会計監査人との連携によって、内部統制システムの整備・運用状況を検証し、その結果に照らし、取締役の内部統制システムに関する職務の執行が適切に行われているかを監査しております。

監査等委員会の補助事務等処理する部署として、監査等委員会室を設置し、スタッフ2名を配置しております。

内部監査の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる伊予銀行の内部監査につきましては、内部監査部門として監査部(2022年3月31日現在31名)を設置しております。監査部は、頭取及び監査等委員会の指揮命令のもと、取締役会の承認を受けた「内部監査規程」及び「内部監査計画」に基づき、本部、営業店及びグループ会社における内部管理態勢の適切性、有効性を検証・評価し、必要に応じて改善のための提言を実施しております。内部監査の結果は、毎月、頭取及び監査等委員会、取締役会に報告されております。

監査の相互連携では、監査部と監査等委員会は毎月ミーティングを実施し、監査部と会計監査人は随時意見交換を実施しております。また、監査等委員会、監査部、会計監査人による「三様監査会議」を年2回開催するなど、連携強化を図っております。

会計監査の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

金融商品取引法に基づく監査は、有限責任 あずさ監査法人に委嘱する予定です。

監査報酬の内容等

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりません。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等及び監査等委員である取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定めるものとする予定であります。

ただし、当社の設立の日から最初の定時株主総会終結の時までの取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役の報酬等の内容は、2022年6月29日開催予定の伊予銀行の定時株主総会にて承認される前提で、次のとおりとする予定であります。

(イ)取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等のうち金銭で支給するものの総額は、年額330百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)とします。また、監査等委員である取締役の報酬等のうち金銭で支給するものの総額は、年額85百万円以内とします。

(ロ)取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等のうち、株式報酬制度については、「第二部 組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する情報 第1 組織再編成、株式交付又は公開買付けの概要 3 組織再編成、株式交付又は公開買付けに係る契約等 (2)株式移転計画の内容 株式会社いよぎんホールディングス定款附則第2条(取締役の当初の報酬等)第3項」をご参照ください。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

役員ごとの連結報酬等の総額等

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる伊予銀行は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする投資株式を純投資目的とし、それ以外の投資株式を純投資目的以外の目的として区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

(イ)保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる伊予銀行は、相手企業との取引関係あるいは協力関係の維持・強化など政策目的で株式を保有する場合には、リスク・リターンについても十分に分析し、適切な運用に努めております。

政策保有株式については、「投資面」及び「政策面」から合理性の検証を行っており、「投資面」については株式及び預貸金取引等から算出したRORAがCAPMや配当成長モデルによる株主資本コスト等に見合うか否かで評価し、「政策面」については当初取組み時に期待していたとおり取引拡大が図られているか否か等で評価しております。

また、伊予銀行では、年に1回以上、すべての株式について個別に合理性の検証結果を伊予銀行の取締役会に付議しており、合理性に乏しいと判断される先については取引条件の改善交渉等を行い、改善が図られないようであれば取引先企業の十分な理解を得た上で売却を進めております。

(ロ)銘柄数及び貸借対照表計上額

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(ハ)特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる伊予銀行の経理の状況につきましては、同行の有価証券報告書(2021年6月30日提出)及び四半期報告書(2021年8月12日、2021年11月17日及び2022年2月10日提出)をご参照ください。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

当社の株式事務の概要は、以下のとおりとなる予定です。

事業年度	4月1日から3月31日まで。ただし、最初の事業年度は、当社の設立の日から2023年3月31日までとする予定です。
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	該当事項はありません。
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	大阪市中央区北浜四丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社証券代行部(特別口座を含む)
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社(特別口座の口座管理機関)
取次所	
買取・買増手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告は、電子公告とします。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、愛媛新聞及び日本経済新聞に掲載します。 公告掲載URL：未定
株主に対する特典	未定

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部 【特別情報】

第1 【提出会社及び連動子会社の最近の財務諸表】

1 【貸借対照表】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

2 【損益計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

3 【株主資本等変動計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

4 【キャッシュ・フロー計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

第五部 【組織再編成対象会社情報又は株式交付子会社情報】

第1 【継続開示会社たる組織再編成対象会社又は株式交付子会社に関する事項】

(1) 【組織再編成対象会社又は株式交付子会社が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第118期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) 2021年6月30日関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第119期第1四半期(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

2021年8月12日関東財務局長に提出

事業年度 第119期第2四半期(自 2021年7月1日 至 2021年9月30日)

2021年11月17日関東財務局長に提出

事業年度 第119期第3四半期(自 2021年10月1日 至 2021年12月31日)

2022年2月10日関東財務局長に提出

【臨時報告書】

の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(2022年5月31日)までに、以下の臨時報告書を提出しておりません。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書

2021年7月2日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書

2022年5月13日関東財務局長に提出

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社伊予銀行本店

(愛媛県松山市南堀端町1番地)

株式会社伊予銀行東京支店

(東京都中央区日本橋1丁目3番13号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第六部 【株式公開情報】

第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

該当事項はありません。

2 【取得者の概況】

該当事項はありません。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において株主はおりませんが、当社の完全子会社となる伊予銀行の2022年3月31日現在の株主の状況は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	2022年3月31日現在
			発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する 所有株式数の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	東京都港区浜松町2丁目11番3号	36,008	11.32
株式会社日本カストディ銀行	東京都中央区晴海1丁目8番12号	32,807	10.31
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	8,878	2.79
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2丁目1番1号	8,867	2.78
大王海運株式会社	愛媛県四国中央市三島紙屋町7番35号	6,000	1.88
住友林業株式会社	東京都千代田区大手町1丁目3番2号	5,911	1.85
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地7丁目18番24号	5,415	1.70
伊予銀行従業員持株会	愛媛県松山市南堀端町1番地	4,985	1.56
損害保険ジャパン株式会社	東京都新宿区西新宿1丁目26番1号	4,293	1.35
株式会社伊予鉄グループ	愛媛県松山市湊町4丁目4番1号	3,844	1.20
計		117,013	36.79

(注) 1 日本マスタートラスト信託銀行株式会社の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は36,008千株であります。なお、その内訳は、信託口35,308千株、退職給付信託口700千株であります。

2 株式会社日本カストディ銀行の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は32,807千株であります。なお、その内訳は、信託口25,359千株、退職給付信託口6,049千株、年金信託口182千株、年金特金口196千株、証券投資信託口1,019千株であります。

< 当期連結財務諸表に対する監査報告書 >

当社は会社法の株式移転の手續に基づき、2022年10月3日に設立予定であるため、本届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領していません。

< 当期財務諸表に対する監査報告書 >

当社は会社法の株式移転の手續に基づき、2022年10月3日に設立予定であるため、本届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領していません。